

平成30年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

平成30年度の全国障害児入所施設実態調査を報告するにあたり、調査にご協力頂いた皆様に厚く御礼を申し上げます。

今年度は報酬改定が行われ、福祉型障害児入所施設に児童指導員等加配加算や移行支援に関わる加算等が新設されました。また、国では「障害児入所施設の在り方に関する検討会」がスタートし、子どもの幸せのために皆が連携し考え、子どもの未来を作っていくための一歩を踏み出しました。

今年度の調査で特に目をとめたのは、以下の点でした。

- ・現在入所の定員は全体で6,225名、現員が4,877名となっており、全体で1,348名の定員割れの状態にあること。
- ・在所延長している児童の数は減ってきている（平成30年に移行を済ませようとした施設努力がみられる）が、まだ900名近くおり、近畿、関東、東北の順で多く、全体の70%を占めていること。
- ・移行先が施設入所だった児童（成人含む）は379人（35.1%）おり、在所延長している児童の今後の見通しでは、施設入所支援対象が76施設・449人（18歳以上の在籍者の49.9%）いること。
- ・虐待による入所が年間322名みられ、新規入所児童の41.1%を占めていること。
- ・措置、契約をあわせ41.7%が何らかの理由で帰省できない状態にあること。
- ・措置率は、自治体差が見られ最も低いのは東北30.7%最も高いのは東海79.0%となっていること。
- ・行動上の困難さの状況として、強いこだわりが週1回の頻度である児童が22.1%、他害・他傷が14.7%、奇声・著しい騒がしさが13.7%となっていること。
- ・配置基準である4.3：1で運営している施設はなく、最低でも3.5：1で運営されており、実質1：1の施設も26施設あったこと。

これらの状況から、それまでの育ちや虐待、特性等を背景に心理的、行動面での配慮が必要な子どもが多く個別性が増していることや、日々の帰宅等の家庭との連携、再統合に向けた家庭との連携に苦勞していること等が見てとれます。また移行支援についても障害児入所から出た先の空きがなく市町村、児童相談所との連携もさることながら、成人施策と連携し協議していく必要性も感じています。

課題が山積している状態にある中で、

- ・様々な子どもの状態に配慮できる。手厚い支援機能と専門性を持った障害児入所
- ・社会的養護の課題に配慮できる、より家庭に近い機能を持った障害児入所
- ・施設の専門性を生かし、出向いて地域・家庭をサポートできるような障害児入所
- ・子どもを社会に送り出すため、対人関係や社会スキルを育てていく障害児入所

というように私たちは、子どもが育つ環境をできるだけ整えていきたいと考えます。調査は私たちの実態を把握するための基礎資料となります。調査回答への負担が大きく、大変面倒な作業をお願いすることとなりますが、趣旨をご理解の上、来年度以降も皆様のご協力をよろしくお願い致します。

平成31年3月

児童発達支援部会

副部会長 岡 崎 俊 彦

目 次

はじめに	73
調査経過	76
I 施設の状況	77
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況	84
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 入所の理由	
(3) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	
(3) 重複障害の状況	

8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設定・環境と暮らしの状況	106
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の実施状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	111
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	115
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調 査 票 C	123

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（231施設）に送付

調査日 平成30年6月1日

回答数 169施設 回収率 73.2%

- 調査データは、平成30年6月1日を基本とし、29年度（H29.4.1～H30.3.31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、私立民営に分類し、データ報告については、公立と私立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「29年調査」「前年度調査」の表記は、平成29年度全国知的障害児入所施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業所実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

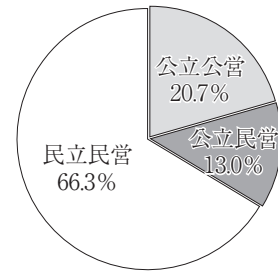
I 施設の状況

回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	29年 充足率	29年 措置率
北海道	1	北海道	11	8	72.7	257	232	135	97	90.3	58.2	90.9	36.7
	2	青森	7	7	100	205	137	33	104	66.8	24.1	73.5	22.0
	3	岩手	5	4	80	130	118	20	98	90.8	16.9	95.5	33.3
	4	宮城	2	2	100	70	60	33	27	85.7	55.0	88.6	59.7
	5	秋田	3	3	100	55	56	9	47	101.8	16.1	74.0	8.1
	6	山形	3	1	33.3	30	18	5	13	60	27.8	40.0	58.3
	7	福島	8	5	62.5	175	133	60	73	76	45.1	80.0	79.7
		小計		28	22	72.4	665	522	160	362	78.5	30.7	78.4
関東	8	茨城	8	4	50	130	117	59	58	90	50.4	94.6	55.3
	9	栃木	4	4	100	85	86	62	24	101.2	72.1	104.0	52.9
	10	群馬	3	3	100	106	93	48	45	87.7	51.6	93.6	17.0
	11	埼玉	7	5	71.4	280	145	77	68	51.8	53.1	70.4	58.0
	12	千葉	9	8	88.9	321	261	166	95	81.3	63.6	80.4	48.2
	13	東京	6	5	83.3	326	263	126	137	80.7	47.9	93.0	31.1
	14	神奈川	14	7	50	276	234	185	49	84.8	79.1	89.6	56.5
	15	山梨	1	1	100	70	47	39	8	67.1	83.0	70.0	81.6
	16	長野	1	1	100	30	29	16	13	96.7	55.2	93.3	60.7
	小計		53	38	71.7	1,624	1,275	778	497	78.5	61.0	85.5	50.6
東海	17	静岡	9	9	100	342	248	162	86	72.5	65.3	71.0	69.6
	18	愛知	7	5	74.1	284	183	173	10	64.4	94.5	58.7	94.6
	19	岐阜	2	2	100	80	61	45	16	76.3	73.8	81.3	96.9
	20	三重	4	4	100	120	99	87	12	82.5	87.9	86.3	75.4
		小計		22	20	90.9	826	591	467	124	71.5	79.0	69.6
北陸	21	新潟	7	6	87.5	120	82	28	54	68.3	34.1	86.8	78.0
	22	富山	2	1	50	50	29	18	11	58	62.1	54.0	37.0
	23	石川	4	2	50	70	6	5	1	8.6	83.3	78.0	12.8
	24	福井	1	1	100	20	15	8	12	75	53.3	63.3	36.8
		小計		14	10	71.4	260	132	59	73	50.8	44.7	76.6
近畿	25	滋賀	4	2	50	160	107	49	58	66.9	45.8	62.5	23.0
	26	京都	3	2	66.7	80	70	18	52	87.5	25.7	96.3	22.1
	27	大阪	8	6	75	310	285	203	82	91.9	71.2	93.9	42.6
	28	兵庫	11	7	63.6	370	357	69	288	96.5	19.3	94.2	19.7
	29	奈良	2	2	100	95	63	42	21	66.3	66.7	83.2	64.6
	30	和歌山	2	2	100	80	70	50	20	87.5	71.4	0	0
	小計		30	21	70	1,095	952	431	521	86.9	45.3	87.7	30.8
中国	31	鳥取	1	1	100	65	32	19	13	49.2	59.4	60.0	61.5
	32	島根	6	4	66.7	80	58	32	26	72.5	55.2	46.7	42.9
	33	岡山	4	3	75	105	74	46	28	70.5	62.2	68.8	69.1
	34	広島	9	6	66.7	132	106	41	65	80.3	38.7	90.8	55.1
	35	山口	2	1	50	50	46	22	24	92	47.8	87.9	41.4
		小計		22	15	68.2	432	316	160	156	73.1	50.6	79.7
四国	36	徳島	3	3	100	110	97	57	40	88.2	58.8	89.0	56.2
	37	香川	2	2	100	56	46	27	19	82.1	58.7	78.6	63.6
	38	愛媛	5	2	40	40	18	10	8	45	55.6	65.5	26.4
	39	高知	2	1	50	40	26	9	17	65	34.6	0	0
		小計		12	8	66.7	246	187	103	84	76.0	55.1	77.1
九州	40	福岡	8	4	50	160	129	48	81	80.6	37.2	90.0	72.2
	41	佐賀	2	2	100	70	51	37	14	72.9	72.5	77.1	75.9
	42	長崎	2	2	100	100	94	36	58	94	38.3	102.5	43.9
	43	熊本	7	5	71.4	180	139	52	87	77.2	37.4	75.7	31.1
	44	大分	4	2	50	75	65	19	46	86.7	29.2	70.9	33.3
	45	宮崎	5	4	80	80	59	37	22	73.8	62.7	94.0	17.0
	46	鹿児島	7	5	71.4	85	75	35	40	88.2	46.7	94.8	5.5
	47	沖縄	4	3	75	70	58	29	29	82.9	50	73.2	78.3
	小計		39	27	69.2	820	670	296	377	81.7	43.7	83.8	46.5
総計			231	169	73.2	6,225	4,877	2,586	2,291	78.3	53.0	81.6	48.3

1. 施設数

〔表1〕は調査対象231施設のうち、回答のあった169施設の状況である。設置主体別では、昭和50年代までに自治体が施設を設置させてきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が進んでおり、減少傾向にある。前年度調査では、民立施設比率が、どの地区も50%を超えていたが、今年度調査では、北陸、東北において40%台に減少している。



設置主体別の状況

表1 施設数

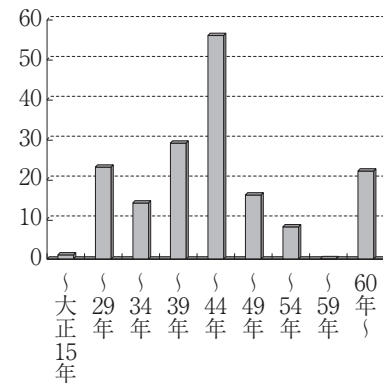
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	169		8	22	38	20	10	21	15	8	27
%	100		4.7	13.0	22.5	11.8	5.9	12.4	8.9	4.7	16.0
公立公営	35	20.7	1	9	6	7	3	3	1	2	3
公立民営	22	13.0	0	4	6	2	3	3	0	0	4
民立民営	112	66.3	7	9	26	11	4	15	14	6	20
※地区別民立施設比率			87.5	40.9	68.4	55	40	71.4	93.3	75	74.1

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和35年から44年の10年間に85施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだとみられる。その後、昭和60年以降に22施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	23	13.6
昭和30年～34年	14	8.3
昭和35年～39年	29	17.2
昭和40年～44年	56	33.1
昭和45年～49年	16	9.5
昭和50年～54年	8	4.7
昭和55年～59年	0	0
昭和60年～	22	13.0
計	169	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、平成26年度調査と比較すると、「指定を受けている（過齢児が在籍）」については、114施設から74施設に減少し、「指定を受けていない（過齢児が不在）」は41施設から75施設に増加した。指定を受けてない事業所は、すでに事業の移行を済ませたものと推察される。

経過的障害者支援施設の指定状況は、「在籍児の年齢構成」（表13）と関連しており、児童割合が増えて文義通り「障害児入所施設」になりつつある状況がうかがえる。

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	74	43.8
指定を受けていない	75	44.4
無回答	20	11.8
計	169	100

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、平成30年10月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に212か所あり、10か所以上（神奈川14、愛知13、東京11）設置している自治体もあるが、支所・分室を除けば都道府県に2か所から3か所の設置が（25都道府県、53.2%）最も多い状況にあり、ほとんどの施設が、2か所から4か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

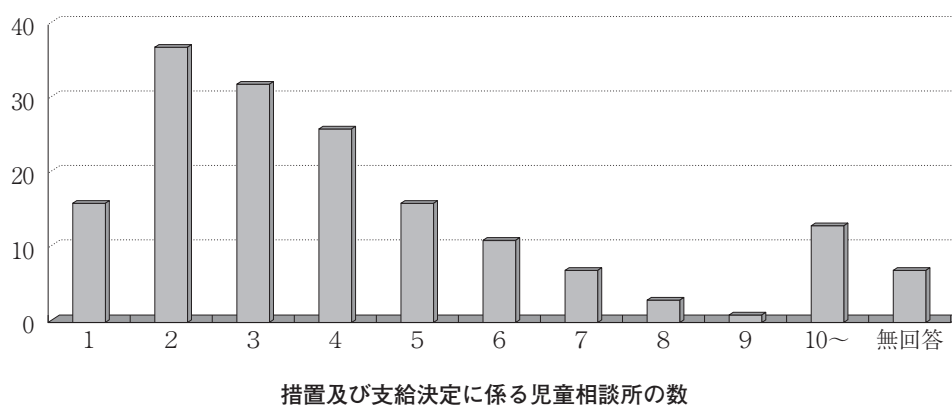


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	16	9.5
2か所	37	21.9
3か所	32	18.9
4か所	26	15.4
5か所	16	9.5
6か所	11	6.5
7か所	7	4.1
8か所	3	1.8
9か所	1	0.6
10か所～	13	7.7
無回答	7	4.1
計	169	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が100施設（59.2%）と最も多く、次いで2都道府県が34施設（20.1%）、3都道府県が15施設（8.9%）、4都道府県が7施設（4.1%）となっている。1都道府県の施設が、前年度調査から7施設増えており、比較的、年齢が高い児童に他県出身児童が多く、新たな入所は、同一県が多くなっているのではないかと予想される。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1都道府県	100	59.2
2都道府県	34	20.1
3都道府県	15	8.9
4都道府県	7	4.1
5都道府県以上	5	3.0
無回答	8	4.7
計	169	100

児童の出身区市町村の数〔表6〕では、6～10区市町村が45施設（26.6%）と最も多く、次いで1～5区市町村、11～15区市町村がともに40施設（23.7%）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

障害児入所施設の実施主体である都道府県から障害福祉サービスの実施主体は区市町村に移るため、入所児童の退所に向けての移行支援にあたり、多くの出身区市町村と連携を図る必要がある。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5区市町村	40	23.7
6～10区市町村	45	26.6
11～15区市町村	40	23.7
16～20区市町村	16	9.5
21～25区市町村	8	4.7
26～30区市町村	3	1.8
31区市町村～	2	1.2
無回答	15	8.9
計	169	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は6,225人、1施設当たりの平均定員数は36.8人で、前年度調査（37.3人）からわずかに減っている。設置主体別にみると、公立系は2,593人（41.7%）、民立は3,632人（58.3%）となっている。

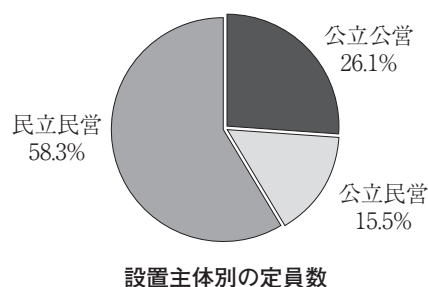


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,225	—	257	665	1,624	826	260	1,095	432	246	820
%	—	100	4.1	10.7	26.1	13.3	4.2	17.6	6.9	4.0	13.2
公立公営	1,627	26.1	27	260	356	414	100	195	65	95	115
公立民営	966	15.5	0	145	386	80	50	185	0	0	120
民立民営	3,632	58.3	230	260	882	332	110	715	367	151	585
*民立定員比率 (%)			89.5	39.1	54.3	40.2	42.3	65.3	85.0	61.4	71.3

定員規模別施設数〔表8〕をみると、定員11～29人の施設が42施設（24.9％）と最も多く、次いで30人が39施設（23.1％）、31～40人が30施設（17.8％）、41～50人が20施設（11.8％）、51～70人が16施設（9.5％）、10人以下が13施設（7.7％）、71人以上が9施設（5.3％）であった。定員29人以下の施設が55施設（32.5％）あるが、昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設、平成24年4月の改正児童福祉法の施行、平成30年までの児者施設への移行等制度改正による影響や、利用児数の減少による定員調整等によるものと推察される。

表8 定員規模別施設数

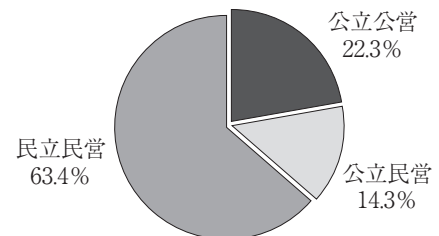
	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	13	7.7	2	3.5	11	9.8
11～29人	42	24.9	11	19.3	31	27.7
30人	39	23.1	9	15.8	30	26.8
31～40人	30	17.8	10	17.5	20	17.9
41～50人	20	11.8	9	15.8	11	9.8
51～70人	16	9.5	9	15.8	7	6.3
71人以上	9	5.3	7	12.3	2	1.8
計	169	100	57	100	112	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、4,877人（定員6,225人）である。設置主体別では、公立公営1,090人（22.3％）、公立民営695人（14.3％）、民立民営3,092人（63.4％）となっている。

男女別では、男3,323人（68.1％）、女1,554人（31.9％）で、男女比は7：3と男子が多くなっている。



設置主体別の在籍数

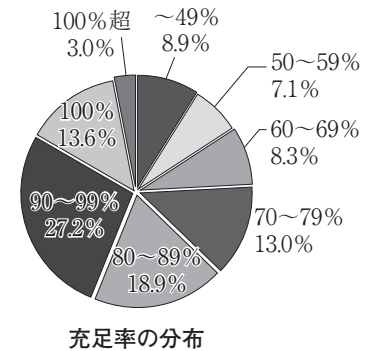
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,323	68.1	166	375	853	400	101	632	227	124	445
	女	1,554	31.9	66	147	422	191	31	320	89	63	225
	計	4,877	100	232	522	1,275	591	132	952	316	187	670
公立公営	男	753	69.1	7	138	162	163	48	103	26	53	53
	女	337	30.9	4	55	86	70	20	38	6	28	30
	計	1,090	100	11	193	248	233	68	141	32	81	83
公立民営	男	482	69.4	0	84	163	43	21	111	0	0	60
	女	213	30.6	0	27	89	29	2	41	0	0	25
	計	695	100	0	111	252	72	23	152	0	0	85
民立民営	男	2,088	67.5	159	153	528	194	32	418	201	71	332
	女	1,004	32.5	62	65	247	92	9	241	83	35	170
	計	3,092	100	221	218	775	286	41	659	284	106	502

(2) 在籍率

回答施設の定員充足率〔表11〕は、全体で78.3%と前年度調査と比べて3.3ポイント減少し、公立、民立ともに充足率が下がっていた。

充足率（定員比）の状況〔表10〕をみると、「90～100%未満」が46施設（27.2%）、「100%」が23施設（13.6%）、「100%超」が5施設（3.0%）で、充足率が90%以上の施設は74施設（43.8%）である。充足率が90%以上の施設を設置主体別でみると、公立13施設（22.8%）民立61施設（54.5%）と民立施設のほうが多い。なお、充足率50%未満は15施設となっている。



設置主体別充足率〔表11〕では、公立公営は67.0%、公立民営が71.9%、民立民営は85.1%で、民立施設より公立施設の充足率が低い。

表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	15	12	14	22	32	46	23	5	169
%	8.9	7.1	8.3	13.0	18.9	27.2	13.6	3.0	100
公立	11	5	8	9	11	7	5	1	57
%	19.3	8.8	14.0	15.8	19.3	12.3	8.8	1.8	100
民立	4	7	6	13	21	39	18	4	112
%	3.6	6.3	5.4	11.6	18.8	34.8	16.1	3.6	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	35	1,627	1,090	67.0
公立民営	22	966	695	71.9
民立民営	112	3,632	3,092	85.1
計	169	6,225	4,877	78.3

7. 措置・契約の状況

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入され、本調査での報告は12回目となる。

全在籍者数〔表12〕のうち措置が2,586人（53.0%）、契約が2,291人（47.0%）となっており、措置が、契約よりも多くなっている。また設置主体別では、公立公営が措置53.0%・契約47.0%、公立民営が措置54.8%・契約46.2%、民立民営が措置52.6%・契約47.4%となっている。

前年度調査と比較すると、措置率が公立公営で1.1ポイント減少、公立民営で9.0ポイント増加、民立民営で5.9ポイント増加している。

地区別では、東海の措置率が79.0%で最も高く、次いで関東61.0%、北海道58.2%となっている。措置率が低いのは東北で、30.7%である。北陸（44.7%）、四国（55.1%）は前年度調査と比して措置率が高くなっている。都道府県毎の措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

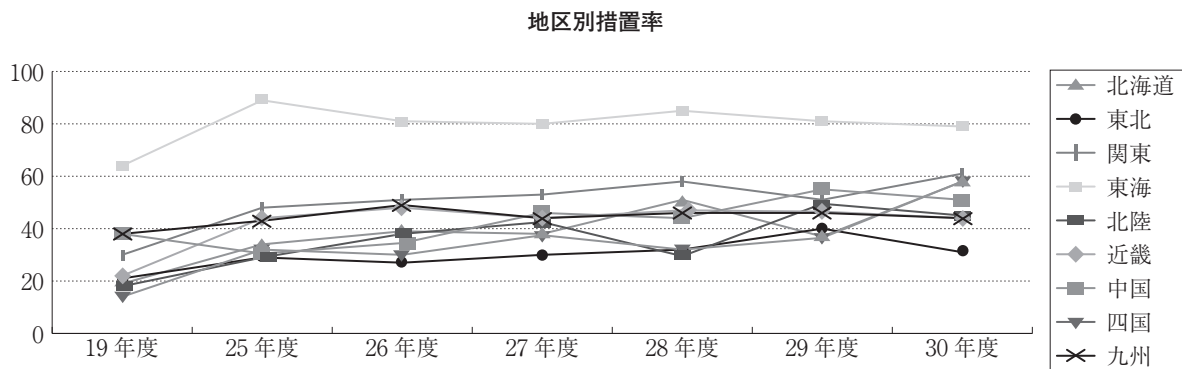


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	68.1	3,323	166	375	853	400	101	632	227	124	445
	女	31.9	1,554	66	147	422	191	31	320	89	63	225
	計	100	4,877	232	522	1,275	591	132	952	316	187	670
	うち措置	53.0	2,586	135	160	778	467	59	431	160	103	293
措置率			53.0	58.2	30.7	61.0	79.0	44.7	45.3	50.6	55.1	43.7
公立公営	男	69.1	753	7	138	162	163	48	103	26	53	53
	女	30.9	337	4	55	86	70	20	38	6	28	30
	計	100	1,090	11	193	248	233	68	141	32	81	83
	うち措置	53.0	578	4	61	141	155	29	74	19	49	46
公立民営	男	69.4	482	0	84	163	43	21	111	0	0	60
	女	30.6	213	0	27	89	29	2	41	0	0	25
	計	100	695	0	111	252	72	23	152	0	0	85
	うち措置	54.8	381	0	45	167	67	10	62	0	0	30
民立民営	男	67.5	2,086	159	153	528	194	32	418	201	71	332
	女	32.5	1,004	62	65	247	92	9	241	83	35	170
	計	100	3,092	221	218	775	286	41	659	284	106	502
	うち措置	52.6	1,627	131	54	470	245	20	295	141	54	217

Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

在籍児童数は169施設4,877人で、前年度調査（159施設4,843人）と比較して34人増加しているが、回答施設数が10施設増えたことによる増加とみられ、在籍児童数に大きな変化は見られない。

在籍児を年齢区分別にみると、5歳以下が123人（2.5%）、6～11歳が1,014人（20.8%）、12～14歳が1,026人（21.0%）、15～17歳が1,815人（37.2%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数4,877人に占める18歳未満（3,978人）の割合は81.6%で前年度調査より6.5ポイント上昇している。

在籍児全体に占める措置（2,586人）の割合は53.0%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は60.9%となっている。前年度調査の全体の措置割合48.3%、18歳未満の措置割合59.9%と比べ、措置児童の割合は全体で4.7ポイント増加、18歳未満では0.7ポイント減少している。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が78.0%（前年度調査77.8%）、6～11歳が68.5%（同73.3%）、12～14歳が62.9%（同64.2%）、15～17歳が54.3%（同49.4%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様で、5歳以下で若干措置率が上がっているものの、その他の年代は下がっている。

また、在所延長年齢の18～19歳の措置率は49.5%（前年度調査50.2%）で、約半数が20歳までの措置延長が適用されており、前年度調査と大きな変化はみられない。

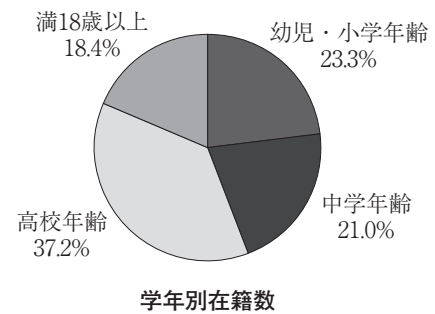


表13 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	4,877	100
男	3,323	68.1
女	1,554	31.9
うち措置 (再掲)	2,586	53.0

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	123	1,014	1,026	1,815	3,978	81.6
%	2.5	20.8	21.0	37.2	81.6	
男	78	721	695	1,214	2,708	55.5
女	45	293	331	601	1,270	26.0
うち措置 (再掲)	96	695	645	985	2,421	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	327	272	123	177	899	18.4
%	6.7	5.6	2.5	3.6	18.4	
男	224	194	93	104	615	12.6
女	103	78	30	73	284	5.8
うち措置 (再掲)	162	3	0	0	165	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、10歳未満が0施設、10～15歳未満が69施設（40.8%）、15～18歳未満が20施設（11.8%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については89施設と、前年度調査（64施設）より25施設増加している。無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査82.1%から今年度調査88.1%と6ポイント増加しており、回答施設の多くが児童施設として運営していく方向で進んでいることが推察される。

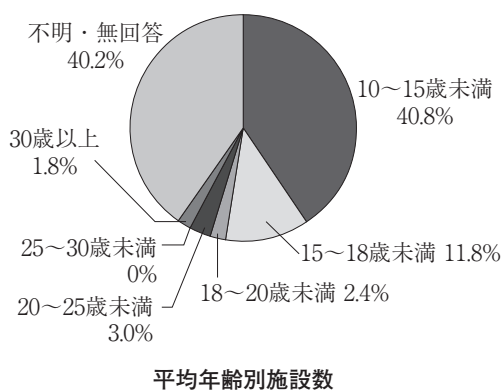


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	0	0
10～15歳未満	69	40.8
15～18歳未満	20	11.8
18～20歳未満	4	2.4
20～25歳未満	5	3.0
25～30歳未満	0	0
30歳以上	3	1.8
無回答	68	40.2
計	169	100

(2) 在所延長児童の状況

前年度調査まで12年間微減が続いていた在所延長児童は、今年度調査では、その減少幅がさらに大きくなっている。回答施設が10施設増えたにもかかわらず、在籍児童が微増というなかで、前年度調査1,204人から899人と在所延長児童数が大幅に減少していることが見てとれる。過齢児数及び地区別過齢児比率〔表15〕にみられるように、前年度調査で過齢児の占める割合が高かった北陸、近畿、四国地区のなかで、北陸、四国地区が減少した一方で、近畿地区は前年度調査と比して2.5ポイント高く、3割以上の状態で推移している。

全国的にみると全入所児童に占める過齢児の状況は前年度調査と比べ明らかに減少しており、施設形態の選択に伴う経過措置期間は延長になったが、平成30年4月までの施設形態の移行を念頭においてきた各施設の取り組みの結果といえ、将来的な支援体制の方向性が徐々に明確になっているといえよう。

表15 過齢児数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	899	19	133	169	32	23	344	38	30	109
%	18.4	8.2	25.7	13.2	5.4	18.2	36.1	12.0	16.0	16.3

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、0%は119施設と前年度調査より31施設増加し、10%未満と合わせると139施設82.2%と前年度調査を更に上回り、回答施設の8割を超えている。それぞれの地域で将来

児童施設として運営していこうという強い思いの結果といえるのではないかと。20歳以上の在籍率20%未満の施設は前年度調査と比較して24施設増え、また20歳以上が50%以上を占める施設は8施設と大きく減少した。

今後の動向として、施設形態の選択に伴う経過措置期間が2021年3月まで3年間延長されたことを踏まえ、各地域、各施設で、子どもの24時間の支援体制について具体策を進めていくことが求められており、2021年3月までのその動きを注視していく必要がある。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0%	119	70.4	34	85
10%未満	20	11.8	11	9
10～20%未満	6	3.6	2	4
20～30%未満	6	3.6	3	3
30～40%未満	4	2.4	2	2
40～50%未満	6	3.6	2	4
50～60%未満	2	1.2	2	0
60～80%未満	3	1.8	0	3
80～100%未満	3	1.8	1	2
100%	0	0	0	0
計	169	100	57	112

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が最も多く512人（10.5%）、次いで小学校入学年齢の6歳が450人（9.2%）、小学校卒業年齢の12歳が353人（7.2%）となっている。一方、5歳以下の児童は644人（13.2%）で前年度調査より74人増加している。中学卒業年齢が多いのは前年と変わらず、更に小学6年（12歳）と中学1年（13歳）を併せると683人（14.0%）と、小学校高学年から中学・高校にかけての児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期との捉え方もできよう。一方で就学前及び小学就学年齢の児童は合わせると1,094人（22.4%）を占めており、一人親家庭の増加や貧困などの実情にも目を向けて、社会的養護の必要な子どもへの視点ももちながら丁寧な支援をしていく必要がある。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	17	47	146	204	230	644	合計	580	4,877
%	0.3	1.0	3.0	4.2	4.7	13.2	%	11.9	100
男	5	25	99	153	157	439			
女	12	22	47	51	73	205			

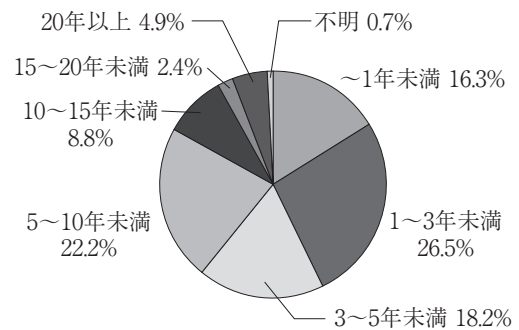
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	450	248	228	263	297	291	353	330	320	512	200	161	3,653
%	9.2	5.1	4.7	5.4	6.1	6.0	7.2	6.8	6.6	10.5	4.1	3.3	74.9
男	324	179	158	168	204	207	254	212	217	350	133	109	2,515
女	126	69	70	95	93	84	99	118	103	162	67	52	1,138

2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、5～10年未満が1,083人(22.2%)と最も多く、次いで3～5年未満が886人(18.2%)と、前年度調査と比べて実人数、割合ともに増加傾向にある。それぞれの施設で、高校卒業後の移行支援に取り組んでいる成果であろう。

15～20年未満の119人(2.4%)、20年以上の237人(4.9%)は在所延長児童と思われる、児者転換等との関連で2021年3月まで一定程度の割合を占めていくものと推測される

が、実数、割合ともに半減に近いほど大きく減少している。将来の方向性との関係が明確に見てとれる。



在籍期間別在籍数

表18 在籍期間

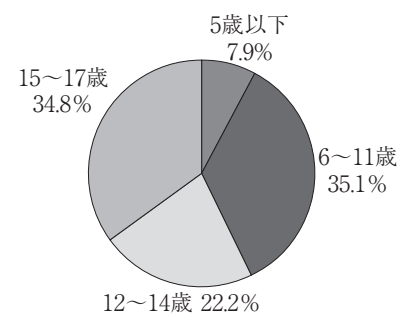
	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	502	292	670	624	886	1,083	430	119	237	34	4,877
%	10.3	6.0	13.7	12.8	18.2	22.2	8.8	2.4	4.9	0.7	100
男	347	196	466	418	592	734	299	86	160	25	3,323
女	155	96	204	206	294	349	131	33	77	9	1,554

3. 入所の状況

(1) 入所児数

平成29年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で784人、前年比163人の減であった。内訳は措置が平成29年度入所児童全体の59.7% (468人)、契約が40.3% (316人) で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年を経たが、危機的状況の児童の割合が増加しているというよりも、むしろ契約が原則ではなく、保護者の状況をも踏まえた上で、子どもの最善の利益の視点で、児童相談所が対応していることがうかがえる。

年齢区分別では、5歳以下が62人(7.9%)、6～11歳が275人(35.1%)。12～14歳が174人(22.2%)、15～17歳が273人(34.8%)で、6～11歳の新規入所児童が最も多くなっている。



年齢別入所数

平成29年度の新規入所児童を措置、契約別にみると、児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのは前年度調査と同じだが、就学前児童は75.8%、小・中学生年齢では71.0%が措置入所であった。実人数でも高校生年齢を除き、措置が契約を上回っている。

表19 平成29年度中の新規入所児数 (全体)

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	784	62	275	174	273
措置	468	47	181	103	137
	100	10.0	38.7	22.0	29.3
契約	316	15	94	71	136
	100	4.7	29.7	22.5	43.0

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

29年度入所率	16.1%
---------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	19	11.2	7	12
1人	11	6.5	3	8
2人	25	14.8	8	17
3人	13	7.7	3	10
4人	20	11.8	8	12
5人	22	13.0	6	16
6人	9	5.3	5	4
7人	14	8.3	4	10
8人	10	5.9	4	6
9人	8	4.7	2	6
10人	4	2.4	0	4
11人以上	14	8.3	7	7
計	169	100	57	112

それぞれの施設における年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が19施設と前年度調査より1施設の増加であった。地域の状況や行政との調整はあるものの、児者転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の二極化は2021年3月末まで続くと推測される。

(2) 入所の理由

入所の理由〔表21〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。調査結果に前年度と大きな変化は無く、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が45.6%、「虐待・養育放棄」が31.4%で僅かに増えているが、前年度調査とほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いており、新規入所理由に占める割合もほぼ同程度である。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要がある。また、入所時年齢のところでも述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間見える。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の

陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要がある。また契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

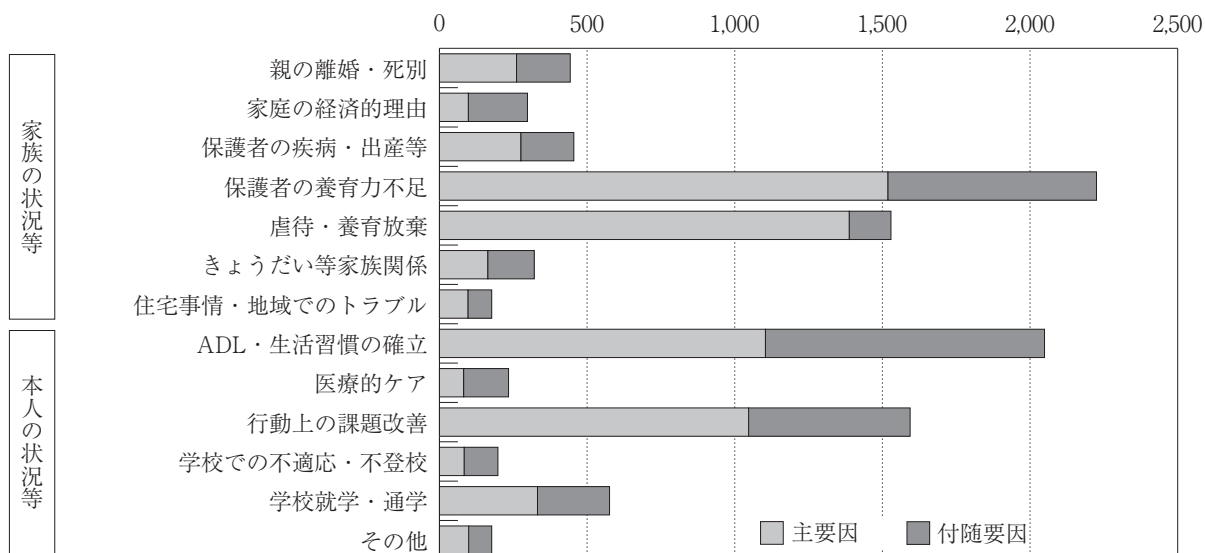
一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要がある。

学校就学・通学のための入所について前年度調査と比べ実数では減少しているものの、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえると同時に、児童施設として運営していく方針が明確になり、高校卒業後の移行支援に積極的に取り組んだことでの、児童の入れ替りが多かったものと推察される。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負って入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表21 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち29年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	29年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	147	114	107	75	443	9.1	9	11	21	9	50	6.4
	家庭の経済的理由	63	35	143	57	298	6.1	6	5	20	5	36	4.6
	保護者の疾病・出産等	148	128	107	72	455	9.3	46	25	17	13	101	12.9
	保護者の養育力不足	833	686	521	185	2,225	45.6	144	90	93	41	368	46.9
	虐待・養育放棄	1,270	118	97	44	1,529	31.4	197	12	15	10	234	29.8
	きょうだい等家族関係	64	100	77	80	321	6.6	16	25	9	18	68	8.7
	住宅事情・地域でのトラブル	26	71	35	45	177	3.6	5	15	10	5	35	4.5
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	686	418	511	434	2,049	42.0	62	49	92	80	283	36.1
	医療的ケア	32	50	89	63	234	4.8	7	6	11	8	32	4.1
	行動上の課題改善	572	475	338	209	1,594	32.7	111	74	59	37	281	35.8
	学校での不適応・不登校	53	31	67	47	198	4.1	14	12	27	12	65	8.3
	学校就学・通学	109	223	147	97	576	11.8	21	55	25	16	117	14.9
	その他	54	45	28	50	177	3.6	12	15	8	13	48	6.1
実人数	2,586	2,291	2,586	2,291	4,877	-	468	316	468	316	784	-	



(3) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表23〕は、322人と平成29年度の入所者に占める割合は41.1%，そのうち被虐待児受け入れ加算の認定を受けているのは179人（55.6%）と前年度調査と比べ、実人数は減少しているものの、割合は増加しており、依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、「虐待の内容」（表24）のネグレクトをみると、在籍児童に占める割合は大きく、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、平成29年度の全国の児童虐待通告件数は速報値で13万件超に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の根絶と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表22 虐待による入所数

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
男	199	200	223	229	247	243	194	221	194	217	199
女	131	168	150	151	151	151	174	104	124	137	123
計	330	368	373	380	398	394	368	325	318	354	322

表23 平成29年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	199	160
女	123	96
計	322	256

被虐待児受入加算を受けている児童数（平成30年6月1日現在）179人
 左記の他に被虐待児受入加算を受けたことがある児童 553人

※322人のうち、契約により入所の児童 27人

虐待の内容〔表24〕については、ネグレクトが67.1％、身体的虐待が37.9％、心理的虐待が15.2％、性的虐待が11.5％となっている。平成29年度の全国の児童虐待相談件数の速報値（厚生労働省）では、心理的な虐待が54.0％と最も大きな割合を占めているが、本調査ではネグレクトが大きな割合を占めていることから、その背景にも目を向ける必要がある。また、性的虐待の割合も11.5％と国の相談件数の割合（1.2％）より大幅に高くなっていることにも注意する必要がある。

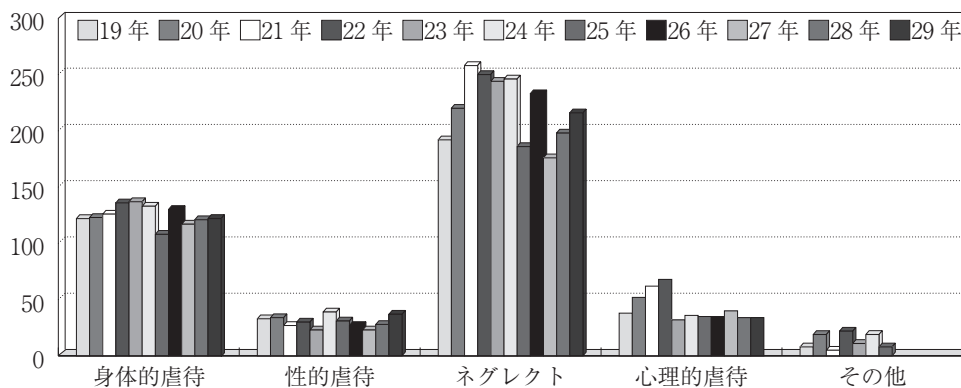


表24 虐待の内容（※重複計上）

	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他	
19年度	330	40.0	122	33	192	38	8	
20年度	368	49.6	123	34	220	52	19	
21年度	373	49.4	126	27	258	62	5	
22年度	380	47.1	136	30	250	68	22	
23年度	398	53.1	137	23	244	32	11	
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19	
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8	
26年度	325	43.9	130	27	233	35		
27年度	318	48.0	117	23	176	40		
28年度	381	38.6	121	28	198	34		
29年度	人数	322	41.1	122	37	216	34	
	%	100		37.9	11.5	67.1	15.2	
	男	199	61.8	85	7	138	27	
	女	123	38.2	37	30	78	22	

4. 退所の状況

(1) 退所見数

平成29年度の退所数〔表25〕は1,081人で、内訳は措置511人、契約570人となっており、前年度調査より151人増であった。当初予定されていた平成24年度の制度改正による在所延長規定の廃止が平成30年3月までとなっていたため、それに向けて各施設が取り組んだ結果と推察される。

年齢では18～19歳の退所が592人（54.8%）と最も多く、前年度調査とほぼ同様の結果で、高等部卒業年と同時に退所する流れが確立されつつある。次いで20～29歳が

143人（13.2%）、15～17歳が122人（11.3%）、となっている。また、6～11歳が54人（5.0%）、12～14歳が55人（5.1%）となっており、小学校や中学校の卒業時も退所のタイミングになっていると考えられる。

過齢児の移行では、契約で満30歳以上の退所は101人（9.3%）となっており、児・者併設の施設に指定変更した施設があることも影響しているのではと推察される。

在所延長規定の廃止の期限が2021年3月まで延長されたことが、退所の状況にどのような影響をもたらすのか今後の動向を注視していく必要がある。

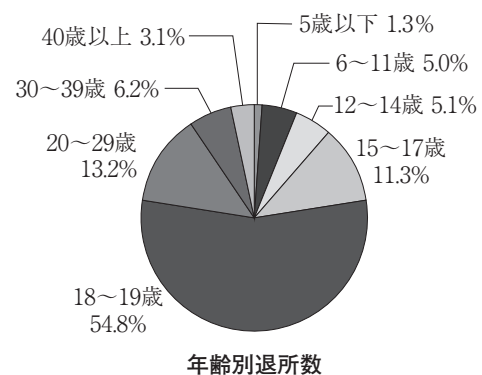


表25 平成29年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度		758	5	33	41	102	436	103	22	16
		100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度		930	7	81	100	151	494	76	12	9
		100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度	措置	511	10	42	38	66	337	18	0	0
		100	2.0	8.2	7.4	12.9	65.9	3.5	0	0
	契約	570	4	12	17	56	255	125	67	34
		100	0.7	2.1	3.0	9.8	44.7	21.9	11.8	6.0

表26 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
28年度	48	8.3
29年度	31	5.4

平成29年度に契約児童で利用料滞納のまま退所した契約児者〔表26〕は31人で、過去3年間（26年度から28年度）の調査では増加の一途を辿っていたが、29年度については減少となっている。しかしながら、利用料の滞納の要因の中には貧困等の背景も考えられ、施設運営への影響など対応策を検討する必要がある。

表27 平成29年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	私立
0人	18	10.7	5	13
1～2人	63	37.3	17	46
3～5人	49	29.0	20	29
6～9人	20	11.8	10	10
10人以上	19	11.2	5	14
計	169	100	57	112

平成29年度の年間退所数別施設数〔表27〕をみると、0人（退所なし）が18施設（10.7%）、1～2人が63施設（37.3%）、3～5人が49施設（29.0%）となっている。通過型施設である児童施設の退所が0という施設があるのは、前述した新規入所児童0人の施設が19施設であることと関連性があると思われる。一方、10人以上の退所は19施設（11.2%）となっており、当初平成30年3月までの予定であった在所延長規定の廃止が関係していると推察される。

(2) 入退所の推移

〔表28〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、平成28年に入所者数が退所者数を上回った年以外は、平成20年以降入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示している。平成29年は入所数が784人と前年度調査より減少したものの、社会的養護ケースの中に障害がある児童が増えていることが推察される。また、過去10年の中でも最も多い1,081人が退所し、入所者数よりも297人も上回る結果となっている。

表28 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	計
入所数	817	752	822	869	839	843	741	709	947	784	8,123
退所数	832	802	857	1,009	930	870	823	758	930	1,081	8,892
増減	-15	-50	-35	-140	-91	-27	-82	-49	17	-297	-769

平成29年度の在籍数の増減〔表28－2〕をみると、減少したのが37施設で前年度調査に比べ23施設の減、増加したのが102施設で34施設の増となっている。全体の在籍数は減っているが、障害児の入所ニーズにも地域差があると思われる、増減のない30施設も含めると6割の施設では一定の入所ニーズを抱えていると見ることができよう。

表28-2 平成29年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	私立
▲10名未満	0	0	0	0
▲9名～▲5名	1	0.6	0	1
▲4名～▲1名	36	21.3	12	24
0	30	17.8	12	18
1名～4名	63	37.3	20	43
5名～9名	29	17.2	8	21
10名以上	10	5.9	5	5
計	169	100	57	112

(3) 進路の状況

平成29年度の退所児童の進路（生活の場）〔表29〕について、最も多かったのが「家庭」290人（26.8%）で、前年度調査と同様である。次いで、「施設入所支援」379人（35.1%）、「グループホーム・生活寮等」280人（25.9%）となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると610人（56.4%）となり、児童施設から「地域」に生活の場を移していることがわかる。児童施設が退所時の児童の状況を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。なお、退所児童の生活の場として「家庭」が多かったが、その中には、学齢期であれば児童本人や児童の成長や落ち着き、出身家庭の安定などで家庭から通学できるようになったケース以外に重度の障害があっても地域で生活できるようになったケースが混在していると推察される。

表29 29年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	290	26.8
2. アパート等（主に単身）	4	0.4
3. グループホーム・生活寮等	280	25.9
4. 社員寮・住み込み等	6	0.6
5. 職業能力開発校寄宿舎	0	0
6. 特別支援学校寄宿舎	1	0.1
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	47	4.3
8. 児童養護施設	8	0.7
9. 知的障害者福祉ホーム	6	0.6
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	1	0.1
13. 精神科病院	8	0.7
14. 施設入所支援	379	35.1
15. 自立訓練（宿泊型）	24	2.2
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	4	0.4
17. その他・不明	20	1.2
18. 死亡退所	3	0.3
計	1,081	100

平成29年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表29-2〕をみると、生活介護の利用が406人（37.6%）と前年度調査で最も多かった特別支援学校の利用を大きく上回った。また、保育所、幼稚園、小中学校等の利用を含めても333人（30.8%）であり、生活介護の利用が大きく上回っている。30年4月までの施設形態の移行を見据え、過齢児が退所し、成人の障害福祉サービスの利用に移行したことも一因とみることができよう。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、自立訓練、就労移行支援、就労継続A型・B型等の就労系の活動の場は359人（33.2%）で、前年度調査と大きな変化はない。

表29-2 29年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	57	5.3
2. 一般就労	93	8.6
3. 福祉作業所・小規模作業所	62	5.7
4. 職業能力開発校	4	0.4
5. 特別支援学校（高等部含む）	90	8.3
6. 小中学校（普通学級）	7	0.6
7. 小中学校（特別支援学級）	50	4.6
8. その他の学校	8	0.7
9. 保育所・幼稚園	5	0.5
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	28	2.6
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	2	0.2
12. 児童養護施設	1	0.1
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	2	0.2
15. 一般病院・老人病院（入院）	1	0.1
16. 精神科病院（入院）	7	0.6
17. 療養介護	5	0.5
18. 生活介護	406	37.6
19. 自立訓練	19	1.8
20. 就労移行支援	36	3.3
21. 就労継続支援A型	26	2.4
22. 就労継続支援B型	119	11.0
23. 地域活動支援センター等	0	0
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.3
25. その他・不明	47	4.3
26. 死亡退所	3	0.3
計	1,081	100

平成29年度退所者のフォローアップ〔表30〕では、退所者数が前年度調査より大幅に増えたためか、予後指導の実施人数は526人（48.7%）と前年度調査より116名増加し、実施回数も765回と増加している。フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されていると推察されるが、人的な負担は大きいいため、すべての子どものフォローアップができない現状があると思われることから、今後は制度的な対応も必要であろう。

表30 29年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	私立
実施した	85	50.3	34	51
予後指導実施人数(人)	526	48.7	304	222
予後指導実施回数(回)	765		328	437
退所者(人)	1,081	100		
実施していない	43	25.4	11	32
無回答	41	24.3	12	29
計	169	100	57	112

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表31〕は、両親世帯が2,076人（42.6%）、母子世帯が1,712人（35.1%）、父子世帯が535人（11.0%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が合わせて346人（7.1%）といずれも前年度調査と大きな変化はなかった。

世帯別の措置率についても母子世帯66.8%、父子世帯54.4%、両親世帯44.8%と、前年度調査とほぼ同じ結果であり、一人親世帯の措置が多いことは当然ながら、両親世帯であっても措置となるケースがあることがわかる。

祖父母・親戚等との契約は、前年度調査より11ポイント減少したものの、未だ55人（29.6%）あることにも注目したい。また、兄弟・姉妹で入所しているのが226世帯692人で、前年度調査でも増加していたが、今年度調査でも67世帯235人と大幅に増加している。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。契約による施設利用が難しいケースに関しては、やはり公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

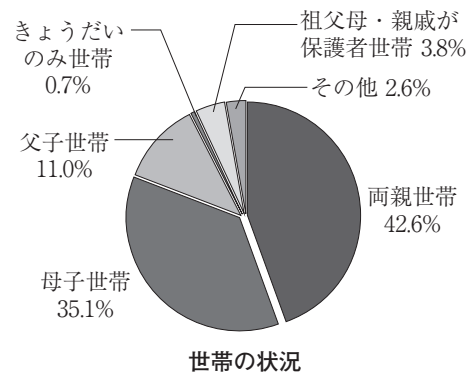


表31 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	2,076	42.6
	うち措置人数	931	36.0
母子世帯	人数	1,712	35.1
	うち措置人数	1,143	44.2
父子世帯	人数	535	11.0
	うち措置人数	291	11.3
きょうだいのみ世帯	人数	34	0.7
	うち措置人数	21	0.8
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	186	3.8
	うち措置人数	131	5.1
その他	人数	126	2.6
	うち措置人数	99	3.6
在籍児総数	人数	4,877	100
	うち措置人数	2,586	100
兄弟・姉妹で入所	世帯数	226	
	人数	692	14.2
	うち措置世帯数	132	
	うち措置人数	472	18.3

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表31〕を背景に帰省の状況〔表32〕をみると、帰省が全くなく家族交流がない児童は措置と契約を合わせて2,032人（41.7%）と前年度調査より2.5ポイント増加している。

週末（隔週）帰省は16.1%、月1回程度も14.3%、「年1～2回」と「帰省なし」は合わせて69.6%と前年度調査と変化はない。年に数回あるいはまったく帰省できず、家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

措置・契約別で帰省状況をみると、措置児童の家庭帰省等が少なく、「年1～2回」と「帰省なし」を合わせて措置児童の92.3%が年1～2回未満しか帰省できていない。また、前年度調査より減ったものの契約児童のうち20.4%も全く帰省できていない。

表32 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	192	3.9
	契約	591	12.1
月1回程度	措置	312	6.4
	契約	386	7.9
年1～2回	措置	823	16.9
	契約	539	11.1
帰省なし	措置	1,564	32.1
	契約	468	9.6
無回答		289	5.9
在籍児数	人数	4,877	100

帰省できない理由〔表33〕では、「家族がいない」は102人、「家庭状況（虐待等）から帰せない」1,371人、「本人の事情で帰らない」239人と地理的条件を除く何らかの理由で帰省できない児童が1,712人（84.2%）と高い比率となっている。原因となる家庭環境や保護者の状況、あるいは本人の状態など、問題が簡単に改善できないものであることも推察される。

表33 帰省できない理由（重複計上）

			%
家族がいない	人数	102	5.0
	施設数	57	
地理的条件で困難	人数	35	1.7
	施設数	22	
本人の事情で帰らない	人数	239	11.8
	施設数	71	
家庭状況から帰せない	人数	1,371	67.5
	施設数	144	
その他	人数	285	14.0
	施設数	52	
「帰省なし」の児童数		2,032	100

面会等の状況〔表34〕は、「年に1～2回程度家族が訪問」が27.6%で最も多く、次いで「月に1回程度家族が訪問」が19.1%、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」が11.1%となっている。

面会の制限が必要な児童が184人（3.8%）、家族の訪問なしが922人（18.9%）となっている。この傾向はここ数年続いており、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童の多いことがここにもあらわれているといえよう。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすことになるであろう。

表34 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	922	18.9
週末（隔週）ごとに家族が訪問	543	11.1
月に1回程度家族が訪問	933	19.1
年に1～2回程度家族が訪問	1,359	27.6
職員が引率して家庭で面会	64	1.3
面会の制限の必要な児童	184	3.8
無回答	872	17.9
計	4,877	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表35〕をみると、特別支援学校（小・中・高）への通学が2,913人（73.3%）、また、小中学校の特別支援学級は502人（12.6%）と、どちらも前年度調査とほぼ同様の結果である。

就学前児童の活動形態は、園内訓練が83人、幼稚園への通園が36人、保育所への通所が9人、児童発達支援事業等の療育機関利用が5人である。園内訓練は、前年度調査に続き今年度も若干減少し、幼稚園や保育所、療育機関等の利用が増加の傾向となっており、地域での受け入れが進みつつあるものと推察される。

義務教育年齢児童の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,511人、訪問教育が5人、施設内分校・分教室が73人、小中学校の特別支援学級が502人、普通学級が10人であり、特別支援学校（小・中学部）と小・中学校の特別支援学級が95.8%を占めている。

また、義務教育修了児の進路についても、高等特別支援学校に235人、一般高校には5人が通学しており、入所児童の状況が多様化している中、通学校やその手段も広がってきていることがわかる。

また児童施設としての継続を念頭においていた施設では、過年齢児の送り出しとともに、学齢期の児童の受け入れを積極的に行っていることもうかがえる。

表35 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	24	36	0.9
	保育所に通所	4	9	0.2
	児童発達支援事業等療育機関	3	5	0.1
	園内訓練	32	83	2.1
	その他	7	24	0.6
義務教育年齢 児童	訪問教育	3	5	0.1
	施設内分校・分教室	4	73	1.8
	特別支援学校小・中学部	149	1,511	38.0
	小中学校の特別支援学級	92	502	12.6
	小中学校の普通学級	6	10	0.3
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	2	2	0.1
	施設内分校・分教室	4	60	1.5
	特別支援学校高等部	135	1,402	35.3
	高等特別支援学校	41	235	5.9
	特別支援学校専攻科	1	10	0.3
	一般高校	4	5	0.1
通園・通学児童数		169	3,972	100

表36 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
児童数	3,815	78.2	116	123	158	194	226	249	276	355	404	522	601	591

学年別就学児数〔表36〕は3,815人で、在籍児数に占める就学率は78.2%で、前年度調査(71.1%)に続いて上昇しており、ここでも前述したとおりの学齢期の児童の積極的な受け入れを行っていることがわかる。

学年別では、小学生1,066人(27.9%)、中学生1,035人(27.1%)、高等部1,714人(44.9%)、となっており、前年度調査とほぼ同様の結果となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表37〕は、最重度・重度が2,081人(42.7%)、中軽度は2,416人(49.5%)であり、前年度調査より最重度・重度が5.1ポイント減少し、中軽度が3.2ポイント増加している。

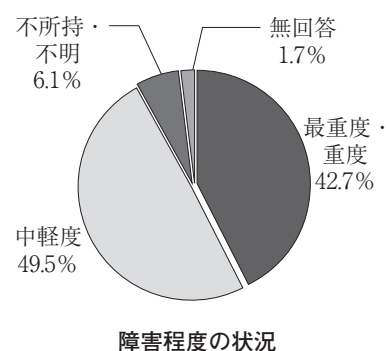


表37 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	2,081	42.7
中軽度	2,416	49.5
不所持・不明	297	6.1
無回答	83	1.7
計	4,877	100

(2) 重度認定の状況

平成29年度の重度認定数〔表38〕は、措置が100施設・578人(認定率22.4%)、契約が116施設・911人(認定率39.8%)であった。

また、強度行動障害認定数〔表39〕は、措置が12施設・30人(認定率1.2%)、契約が20施設・98人(認定率4.1%)であった。なお、契約児の強度行動障害加算認定数は、前年度調査の9施設・27人から実数で11施設・71人と大幅に増加している。

表38 重度認定数

		施設数	人数	認定率
平成30年度重度加算数	措置	100	578	22.4
	契約	116	911	39.8

表39 強度行動障害認定数

		施設数	人数	認定率
平成30年度強度行動障害加算数	措置	12	30	1.2
	契約	20	98	4.3

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表40〕については、自閉スペクトラム症が1,683人（34.5％）で全在籍児童の3分の1強を占めている。統合失調症の精神障害は1％に満たないが、その他の重複障害80人（1.6％）の中に愛着障害等が含まれているのか、今後実態を把握する必要があるだろう。

表40 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,683	34.5
統合失調症	17	0.3
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	20	0.4
てんかん性精神病	24	0.5
その他（強迫性心因反応、神経症様反応など）	80	1.6
現在員	4,877	100

身体障害者手帳の所持状況〔表41〕は、1級が286人、2級が76人と、在籍児童の7.4％が重度身体障害を有している。

身体障害者手帳の内訳〔表41-2〕を見ると、肢体不自由が397人（82.5％）、内部障害が35人（7.3％）、聴覚障害が38人（7.9％）、視覚障害26人（5.4％）となっている。

重度重複加算の状況〔表42〕では、平成30年6月に重度重複加算の認定を受けている児は措置が15人（0.6％）、契約が21人（0.9％）にとどまっている。これは、重度重複加算の対象要件が重度障害児加算の対象かつ3種類以上の障害を有することとされているためであると推察され、重度重複障害児への支援を手厚くするために、2種類以上の障害で加算対象にするなどの要件緩和が望まれる。

表41 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	286	59.5
2級	76	15.8
3級	58	12.1
4級	26	5.4
5級	18	3.7
6級	17	3.5
計	481	9.9
現在員	4,877	100

表41-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	26	5.4
聴覚	38	7.9
平衡	8	1.7
音声・言語又は咀嚼機能	6	1.2
肢体不自由	397	82.5
内部障害	35	7.3
手帳所持者実数	418	9.9
現在員	4,877	100

表42 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
平成29年6月1日認定数	措置	16	25	1.1
	契約	15	19	0.8
平成30年6月1日認定数	措置	13	15	0.6
	契約	13	21	0.9

8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表43〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」1,077人（22.1%）,「他傷, 他害」718人（14.7%）,「奇声・著しい騒がしさ」668人（13.7%）の順に多く、月1回の頻度では、「他傷, 他害」442人（9.1%）,「器物破損等激しい破壊行為」286人（5.9%）,「自傷行為」279人（5.7%）, の順に多い結果で、前年度に比べ若干「器物破損等激しい破壊行為」が増加傾向にある。

昭和50年代に顕著になった行動障害のある児童に対し、国の施策としてモデル事業的な「強度行動障害者特別処遇事業（平成4年）」が始まり、その後、強度行動障害特別処遇加算費という一般施策へ推移したが、〔表39〕のとおり強度行動障害加算の認定を受けている児は極めて少数にとどまっている。福祉型障害児入所施設は、行動障害に関連した入所ニーズが高いことから、手厚い支援を行うために要件を緩和した加算の創設が望まれる。

また、このアセスメント項目は強度行動障害から派生した、量的支援に要する時間的な可視化指標を応用して作られたため、反応性愛着障害等の情緒反応から起こる行動等が混在することが見落とされる懸念があり、今後これらが反映されるアセスメントの構築が望まれる。

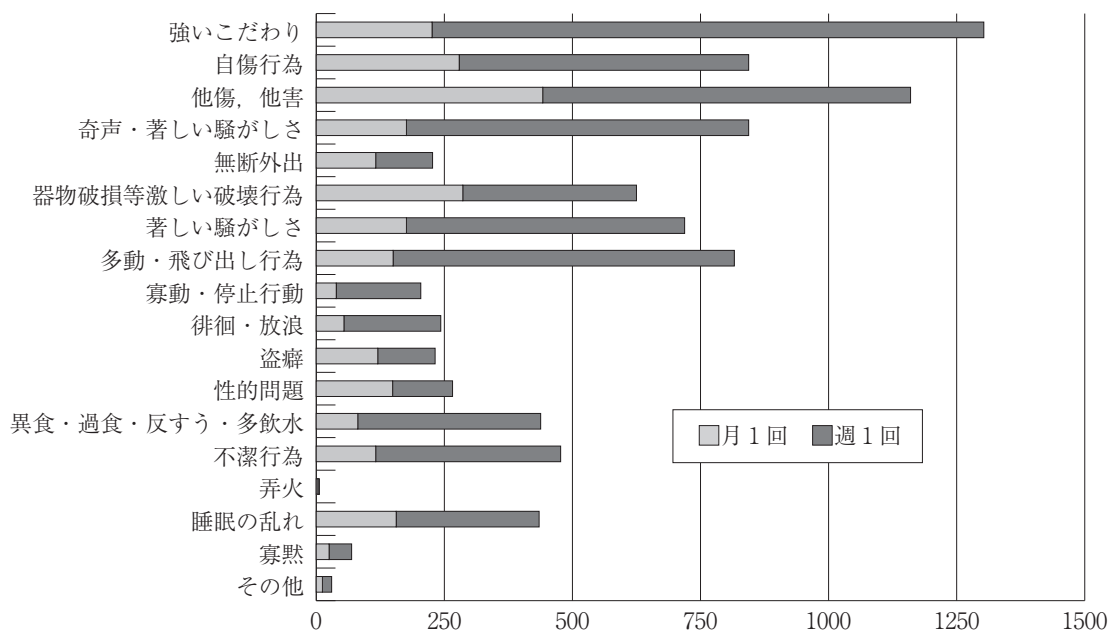


表43 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	72	226	4.6
	週1回	142	1,077	22.1
自傷行為	月1回	81	279	5.7
	週1回	124	565	11.6
他傷, 他害	月1回	106	442	9.1
	週1回	133	718	14.7
奇声・著しい騒がしさ	月1回	62	176	3.6
	週1回	136	668	13.7
無断外出	月1回	47	116	2.4
	週1回	40	111	2.3
器物破損等激しい破壊行為	月1回	100	286	5.9
	週1回	98	339	7.0
著しい騒がしさ	月1回	45	176	3.6
	週1回	106	543	11.1
多動・飛び出し行為	月1回	48	150	3.1
	週1回	125	666	13.7
寡動・停止行動	月1回	27	39	0.8
	週1回	64	165	3.4
徘徊・放浪	月1回	18	54	1.1
	週1回	56	189	3.9
盗癖	月1回	52	120	2.5
	週1回	46	112	2.3
性的問題	月1回	61	149	3.1
	週1回	44	117	2.4
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	38	81	1.7
	週1回	105	357	7.3
不潔行為	月1回	49	116	2.4
	週1回	109	361	7.4
弄火	月1回	1	3	0.1
	週1回	2	3	0.1
睡眠の乱れ	月1回	64	156	3.2
	週1回	87	279	5.7
緘黙	月1回	18	25	0.5
	週1回	26	44	0.9
その他	月1回	5	12	0.2
	週1回	9	18	0.4
在籍児数			4,877	

9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（平成29年度実績）〔表44〕では、全体で1人平均11.7回通院していることから、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数4,183人（在籍比86.4%）・1人平均4.3回、次いで歯科が実人数2,682人（在籍比55.4%）・1人平均2.9回、精神科・脳神経外科が実人数2,422人（在籍比50.0%）、1人平均7.0回となっている。

全施設の通院の延べ回数は57,218回で、1施設当たり338.6回となっており、ほぼ毎日通院していることになる。

福祉型障害児入所施設での通院を分類すると、何らかの不調があって診察を受ける「一般診療」、重複障害の状況にある「内部疾患（のため定期的な）診療」が必要な児童精神科等の「精神保健上の診察」の3つに分けられる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが、通院という視点で見ると、福祉型障害児入所施設の負担が大きい。

児童期は身体的に発育途上で変調を起こしやすく、免疫力も低いため、医療対応や通院が多くなるが、大都市部と地方部、医療施設の社会資源がどんな範囲（距離的）にあるかによって、通院に係る人的（複数職員対応等）、時間的（移動距離、待合に係る時間等）な負担が異なる。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす業務量は極めて多くなっている。身体症状を適切に伝えるには、職員の付き添いは欠かせないが、乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上、職員配置や加算等の改善を訴えていくことも必要であろう。

表44 受診科目別の通院の状況（平成29年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	155	2,422	50.0	16,861	108.8	7.0
小児科・内科	155	4,183	86.4	17,919	115.6	4.3
外科・整形外科	139	942	19.5	2,978	21.4	3.2
歯科	153	2,682	55.4	7,853	51.3	2.9
その他	145	3,378	69.8	11,607	80.0	3.4
実数	169	4,877	100	57,218	338.6	11.7

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表45〕は、最も多いのが抗精神薬・抗不安薬で1,712人（35.1%）、次いで抗てんかん薬が952人（19.5%）、睡眠薬が481人（9.9%）となっている。

表45 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	154	952	19.5
抗精神薬・抗不安薬	159	1,712	35.1
睡眠薬	127	481	9.9
心臓疾患	28	33	0.7
腎臓疾患	14	14	0.3
糖尿病	8	8	0.2
喘息	61	105	2.2
貧血	32	50	1.0
その他	73	367	7.5
実数	169	4,877	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表46〕は、平成29年度に入院があったのは103施設233人で、入院日数は8,997日、1人当たりの入院日数は38.6日であった。そのうち付添い日数は582日で、入院日数の6.5%となっている。

表46 29年度入院の状況

入院あり		%
入院児のいた施設数	103	60.9
入院児(実人数)	233	4.8
入院日数	8,997	
うち付添日数	582	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

表47 保険証の資格停止・無保険(契約児)

		%
保険証の資格停止・無保険の契約児のいた施設数	19	11.2
平成29年度延べ人数	52	1.1
平成30年6月1日現在延べ人数	52	1.1

表48 経済的負担を理由とした通院見合わせ (平成29年度～30年6月1日まで)

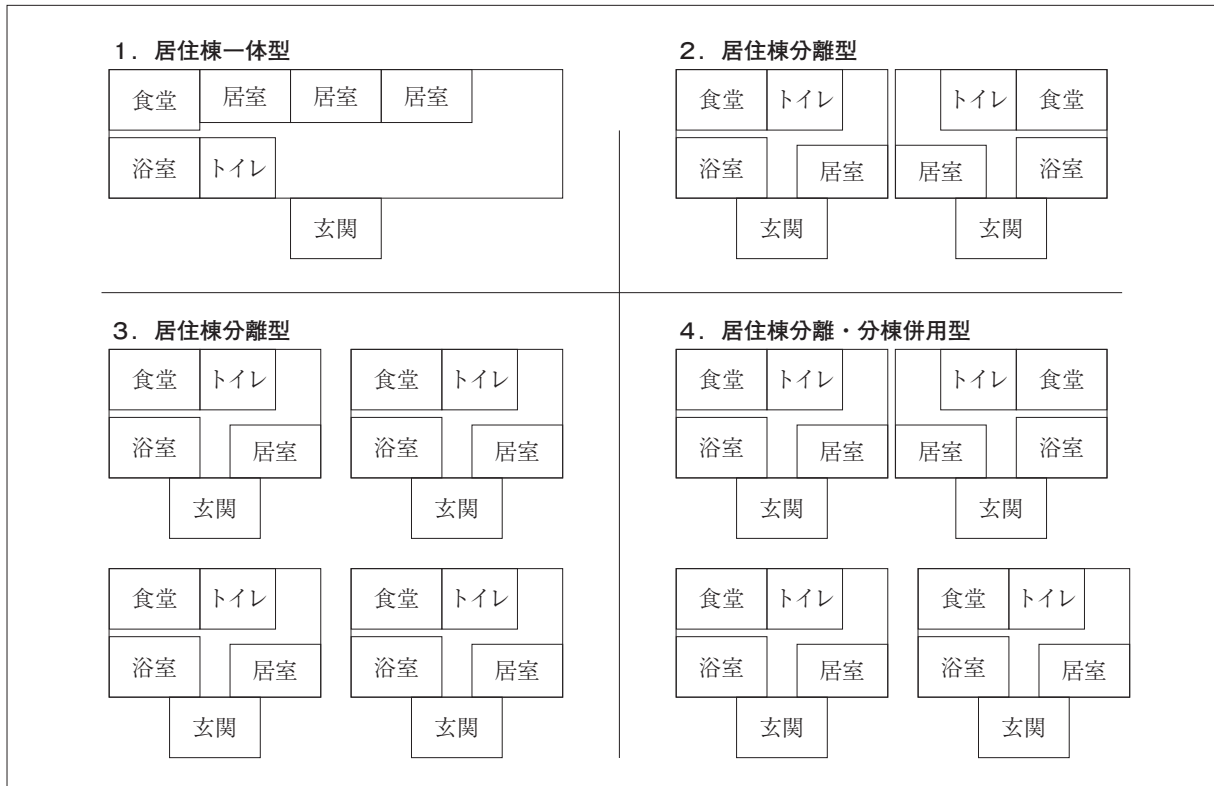
		%
経済的負担を理由に通院を見合わせた契約児(人)	7	0.1
延べ回数	10	

表49 医療費の支払いの滞納 (平成30年5月末日)

		%
医療費を滞納した契約児(人)	35	0.7
延べ金額(円)	2,876,347	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む)
2. 居住棟分離型 (構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造)
3. 居住棟分棟型 (生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造)
4. 居住棟分離・分棟併用型 (敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造)
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設建物の形態〔表50〕は、生活環境の質の高さを検討するために、上記のように形態を5つに分類し、調査したものである。居住棟一体型が83施設(49.1%)と最も多く約半数を占めるが、分離型が44施設から52施設(30.8%)に増加し、分棟型は12施設(7.1%)、分離・分棟併用型は8施設から9施設(5.3%)に増加した。なお、敷地外に生活の場を設けているのは4施設(2.4%)となっている。

今年度調査でも前年度調査と同様に、分棟型、分離・分棟併用型が増加し、児童の生活の場の小規模化が進んでいることが見てとれる。今後もさらにこうした生活環境の質の整備が進むことが望まれる。

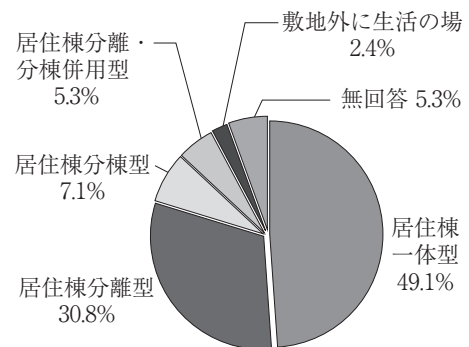


表50 施設建物の形態

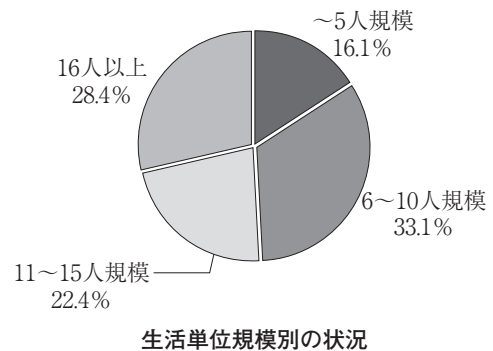
	施設数	%
居住棟一体型	83	49.1
居住棟分離型	52	30.8
居住棟分棟型	12	7.1
居住棟分離・分棟併用型	9	5.3
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	4	2.4
か所数（箇所）	4	
食事は本体より配食	2	
食事は自前調理	0	
本体からの配食+自前調理	2	
無回答	9	5.3
計	169	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表51〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6～10人で51施設・133単位、16人以上が51施設・114単位、11～15人が49施設・90単位、5人以下が22施設・65単位であった。全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査46.3%から49.3%と増加し、約半数を占めており、16人以上の生活単位数が年々減少していることから、生活単位の小規模化が少しずつ進んでいることが見てとれる。



なお、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は27施設から33施設（19.5%）〔表66〕と増加傾向にあることから、小規模化の傾向がうかがえる。

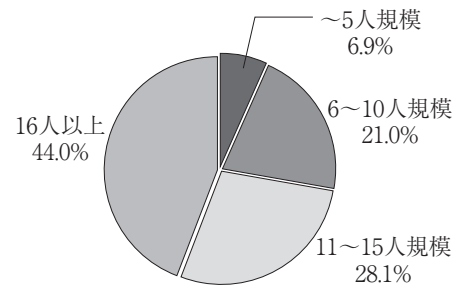
表51 生活単位の設置数

（複数計上）

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	65	133	90	114	402
%	16.2	33.1	22.4	28.4	100
公立	16	32	34	53	57
民立	49	101	56	61	112
施設数	22	51	49	51	169
施設平均	3.0	2.6	1.8	2.2	2.4

(2) 専任スタッフ数

〔表51〕の生活単位402単位に対して、専任スタッフ〔表52〕は、2,045人配置され、1単位の配置数は前年平均3.7人から5.1人へと増加している。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で7.9人、11～15人の規模が6.4人、6～10人が3.2人、5人以下が2.2人となっている。徐々に職員配置が増加しつつある状況が見てとれる。



規模別の専任職員の状況

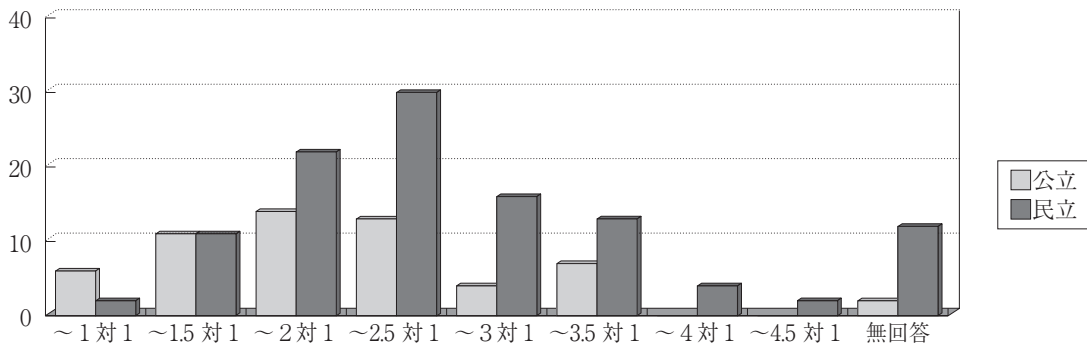
表52 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ(人)	142	430	574	899	2,045
単位平均(人)	2.2	3.2	6.4	7.9	5.1
公立	61	151	305	576	1,093
民立	81	279	269	323	952
施設数	19	46	47	50	162
平均(人)	7.5	9.3	12.2	18.0	12.6

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表53〕では、職員1人に対し児童2～2.5人が43施設(25.4%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が129施設(76.3%)となっており、前年度調査より増加している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設は、公立48施設(84.2%)、民立81施設(72.3%)となっている。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表54〕では、職員1人に対して児童1.5～2人が40施設(23.7%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が150施設(88.8%)と年々増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計55施設(96.5%)と大勢を占め、民立でも合計95施設(84.8%)となっている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が103施設(61.0%)と大幅に増加している。職員配置基準である4.3:1を大きく超えて、手厚い職員配置をしている施設が数多くあることから、次回の報酬改定等ではこうした数値を明確化し、実情に沿った人員配置基準の抜本的な見直しを求めていく必要がある。



定員と直接支援職員の比率

表53 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	8	22	36	43	20	20	4	2	14	169
%	4.7	13.0	21.3	25.4	11.8	11.8	2.4	1.2	8.3	100
公立	6	11	14	13	4	7	0	0	2	57
%	10.5	19.3	24.6	22.8	7.0	12.3	0	0	3.5	100
私立	2	11	22	30	16	13	4	2	12	112
%	1.8	9.8	19.6	26.8	14.3	11.6	3.6	1.8	10.7	100

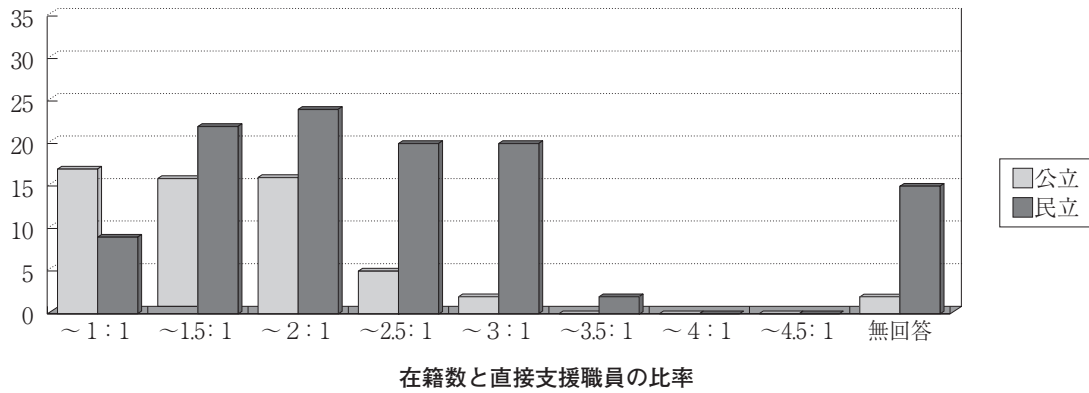


表54 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	26	37	40	25	22	2	0	0	17	169
%	15.4	21.9	23.7	14.8	13.0	1.2	0	0	10.1	100
公立	17	15	16	5	2	0	0	0	2	57
%	29.8	26.3	28.1	8.8	3.5	0	0	0	3.5	100
私立	9	22	24	20	20	2	0	0	15	112
%	8.0	19.6	21.4	17.9	17.9	1.8	0	0	13.4	100

3. 「自活訓練事業」の実施状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表55〕は、25施設（15.0％）で取り組まれており前年度調査より10施設増加している。設置主体別では公立が7施設（12.3％）、民立が18施設（16.1％）となっている。

自活訓練事業を今後検討すると回答した施設は、公立は11施設で前年度調査（12施設）とほぼ変わらなかったが、民立は24施設から29施設へ増加している。

自活訓練事業は地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を得る上で必要な事業であることから、定着を更に図るための条件整備等の取り組みが必要であろう。

表55 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実施施設数		25	15.0	
公立	実施している	7	12.3	
	自活訓練加算	措置（人）	9	
		契約（人）	13	
		加算対象外[独自加算]（人）	21	
	今後検討する	11	19.3	
	無回答	39	68.4	
計		57	100	
民立	実施している	18	16.1	
	自活訓練加算	措置（人）	11	
		契約（人）	8	
		加算対象外[独自加算]（人）	8	
	今後検討する	29	25.9	
	無回答	65	58.0	
計		112	100	

Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表56〕は、「実施している」が24施設（14.2％）で前年度調査（23施設14.5％）と比較するとほぼ横ばいである。

事業内容別実施件数〔表57〕においては、「訪問療育等指導事業」の実施件数や「施設支援事業」における保育所・幼稚園への支援事業の実施件数が前年度調査と比べ減少しており、児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充が要因であると推測される。

しかしながら、「保育所等訪問支援事業」は対象となる範囲が児童期に限られているのに対し、「施設支援事業」は成人期まで対象としており、また個別給付に伴う自己負担の有無も含めて、その活用意義は充分あるといえる。施設支援事業の実施先である学校、作業所、その他について実施件数が前年度調査と比べ増加していることは、支援ニーズのあらわれともいえるであろう。

表56 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施状況

	施設数	%
実施している	24	14.2
法人内の他施設が実施している	23	13.6
実施していない	80	47.3
無回答	42	24.9
計	169	100

表57 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	2,913
外来療育等相談事業	4,528
施設支援事業	1,625
保育所・幼稚園	211
学 校	171
作業所	720
その他	523

2. 短期入所の実施状況

短期入所の実施状況〔表58〕は、「実施している」が153施設（90.5％）で前年度調査と比べると増加しており9割の施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表59〕は、定員4人が最も多く18施設（23.7％）、次いで定員2人と定員3人が12施設（15.8％）と同数であり、その次が定員5人で10施設（13.2％）となっている。利用実績〔表60〕は、利用実人数が2,150人、延べ利用件数が6,228件、延べ利用日数が15,448日、1人当たりの平均利用件数は2.9件、1事業所当たりの利用実人数は14.1件となっている。

延べ利用件数の内訳〔表60-2〕では、1泊が3,773件（60.6％）と最も多く、次いで2泊が1,186件

(19.0%) となっている。

現在利用中(滞在中)の児童の最長日数〔表61〕では7日以内の利用が一番多く65.3%を占めている。

1回の利用で30泊以上する場合の理由〔表62〕は、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機のため」で20件(33.3%)、次いで「その他福祉施設等への入所待機のため」が10件(16.7%)、続いて「本人の健康状態の維持管理のため」が7件(11.7%)、前年度調査で大きな割合を占めていた「家族の病気等のため」は6件(10.0%)となっている。

入所待機(「障害者支援施設への入所待機のため」,「その他の福祉施設等への入所待機のため」,「グループホームへの入所待機のため」)をあわせると半数以上となり、移行時における課題の受け皿としての利用が大きいと思われるが、家族や本人の環境や状態による利用もさることながら、児童期においては、「地域で自立した生活をするための事前準備のため」などの発展的な理由での利用が伸びてくることが望まれる。

表58 短期入所の実施状況

	施設数	%
実施している	153	90.5
実施していない	15	8.9
無回答	1	0.6
計	169	100

表59 定員規模別施設数(併設型)

	施設数	%
1人	4	5.3
2人	12	15.8
3人	12	15.8
4人	18	23.7
5人	10	13.2
6人	6	7.9
7人	3	3.9
8人	4	5.3
9人以上	7	9.2
計	76	100

※定員数について無回答の施設があることから実施数との計が不一致。

表60 利用実績(平成30年4月～6月までの3か月間)

利用実人数	2,150
利用件数(延べ)	6,228
利用日数(延べ)	15,448
1人当たりの平均利用件数	2.9
1事業所当たりの利用実人数	14.1

表60-2 利用件数（延べ）の内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	不明	計
利用件数	3,773	1,186	447	412	137	55	40	178	6,228
%	60.6	19.0	7.2	6.6	2.2	0.9	0.6	2.9	100

表61 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～180日	181日以上	計
利用日数	66	10	8	4	7	1	2	3	101
%	65.3	9.9	7.9	4.0	6.9	1.0	2.0	3.0	100

表62 1回の利用で30泊以上する場合の理由

	施設数	%	件数	%
障害者支援施設への入所待機のため	11	32.4	20	33.3
グループホームへの入居待機のため	4	11.8	5	8.3
その他福祉施設等への入所待機のため	4	11.8	10	16.7
地域での自立した生活をするための事前準備のため	2	5.9	2	3.3
本人の健康状態の維持管理のため	5	14.7	7	11.7
家族の病気等のため	5	14.7	6	10
その他	3	8.8	10	16.7
計	34	100	60	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表63〕は、「実施している」が122施設（74.4％）と前年度調査と比較すると2施設増えたものの実人数、延べ人数ともに減少傾向にある。

通所事業所の拡充により利用の動機が低下してきていることが予測されるが、通所事業の補完的役割や、通所事業との組み合わせでの利用もあるため、状況に応じた有効活用が促進されるよう期待したい。

表63 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	122	74.4
実人数	3,179	
延べ人数	47,696	
実施していない	31	18.3
無回答	11	6.5
計	169	100
実施市区町村数	271	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表64〕は、前年度調査から大きな変化はみられないが、「実施している」が146施設（86.4％）と前年度調査より11施設、1.5ポイント増えている。

地域の人々と福祉施設との距離が近くなったのは良いことであるが、「小・中・高校生ボランティア」の人数の減少は、先の「福祉教育」的な視点からも、今後、促進されるよう学校との連携を強め、計画的な受け入れ体制を構築していくことが必要であろう。

表64 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		146	86.4
実施していない		12	7.1
無回答		11	6.5
計		169	100
公立	実施している	51	89.5
	実施していない	2	3.5
	無回答	4	7.0
	計	57	100
私立	実施している	95	84.8
	実施していない	10	8.9
	無回答	7	6.3
	計	112	100

表64-2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	52	889	18	494	34	395
民間ボランティア	68	12,774	28	6,127	40	6,647
学校教員・教職免許の体験実習	43	336	20	173	23	163
単位実習〔保育士〕	126	3,322	43	1,538	83	1,784
単位実習〔社会福祉士・主事〕	26	91	12	49	14	42
施設職員の現任訓練	17	61	8	20	9	41
その他	30	1,171	5	377	25	794

5. 地域との交流

表65 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	私立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	113	66.9	36	77
地域住民の施設行事への参加	104	61.5	39	65
施設と地域との共催行事の開催	30	17.8	10	20
地域住民をボランティアとして受け入れ	89	52.7	31	58
地域の学校等との交流	60	35.5	20	40
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	52	30.8	20	32
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	28	16.6	15	13
施設設備の開放や備品の貸し出し	85	50.3	29	56
その他	4	2.4	3	1

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

平成30年の報酬改定においては、児童発達支援管理責任者が必置となり、児童発達支援管理責任者加算は基本報酬に含まれることとなり、新たに児童指導員等加配加算が創設された。

平成30年度の加算認定状況〔表66〕は、重度障害児支援加算、入院・外泊時加算が共に121施設（71.6％）で最も多く、栄養士配置加算が112施設（66.3％）、看護師配置加算が100施設（59.2％）、次いで新設された児童指導員等加配加算が98施設（58.0％）、職業指導員加算が61施設（36.1％）、心理担当職員配置加算が41施設（24.3％）、小規模グループケア加算が33施設（19.5％）、栄養ケアマネジメント加算が29施設（17.2％）となった。

報酬改定に伴う上記の加算変更以外は前年度調査と大きな変化はなかったが、小規模グループケア加算については前年度調査27施設（17.0％）から33施設（19.5％）に増加し、改築等を機会に小規模グループケアに取り組む施設が年々増えていることが推察される。

表66 平成30年度の加算認定状況

	施設数	%
児童指導員等加配加算	98	58.0
職業指導員加算	61	36.1
重度障害児支援加算	121	71.6
重度重複障害児加算	20	11.8
強度行動障害児特別加算	20	11.8
心理担当職員配置加算	41	24.3
看護師配置加算	100	59.2
入院・外泊時加算	121	71.6
自活訓練加算	15	8.9
入院時特別支援加算	18	10.7
地域移行加算	13	7.7
栄養士配置加算	112	66.3
栄養ケアマネジメント加算	29	17.2
小規模グループケア加算	33	19.5
施設数	169	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表67〕については、職員配置等の事務費の補助は「ある」が39施設（23.1％）、「ない」が106施設（62.7％）と、前年度調査と比べると「ある」が2施設減少し、「ない」が16施設増加している。事業費に対する加算措置は、「ある」が42施設（24.9％）、「ない」が103施設（60.9％）と、前年度調査と比べると「ある」は同数、「ない」が11施設増加している。前年度調査は傾向としての変化はなかったが、今年度調査では事務費・事業費ともに加算のない施設数が二桁台に増加しており、自治体からの補助が厳しい状況になっていることがうかがえる。

表67 自治体の加算措置の有無 — 職員配置等の事務費および事業費の補助 —

	事務費	%	事業費	%
ある	39	23.1	42	24.9
ない	106	62.7	103	60.9
無回答	24	14.2	24	14.2
計	169	100	169	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表68〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度調査81施設（50.9%）から74施設（43.8%）に、「受けていない」が前年度調査64施設（40.3%）から75施設（44.4%）となっている。

表68 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	74	43.8	28	46
受けていない	75	44.4	28	47
無回答	20	11.8	1	19
計	169	100	57	112

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表69〕では、「児童施設として維持する」が、前年度調査113施設（71.1%）から122施設（72.2%）に、「障害者支援施設を併設する」が29施設（18.2%）から25施設（14.8%）に、「障害者支援施設に転換する」が5施設（3.1%）から4施設（2.4%）に、無回答が12施設（7.5%）から18施設（10.7%）となっており、今後も経過措置期間の2021年3月末までの各施設の動向を注視していきたい。

表69 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	122	72.2	43	79
障害者支援施設を併設する	25	14.8	8	17
障害者支援施設に転換する	4	2.4	1	3
無回答	18	10.7	5	13
計	169	100	57	112

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表70〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度調査118施設（74.2%）から129施設（76.3%）に、「児童施設の定員を削減する」が26施設（16.4%）から20施設

(11.8%) になり、削減予定数は434人から322人となっている。「定員を削減する」の内訳は、公立が7施設から6施設に、民立が19施設から14施設となっているといえよう。

在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準(居室面積等)の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示しているといえよう。

定員の変更をしない129施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、「今後の対応方針」〔表69〕の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものと思われるが、在籍児が定員に満たない施設も多くある状況から、今後も児童施設として維持しながらも定員を削減する施設もあると思われる。なお、無回答の20施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表70 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	129	76.3	46	83
定員を削減する	20	11.8	6	14
削減数(人)	322		85	237
無回答	20	11.8	5	15
計	169	100	57	112

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造をみると、身体障害の車椅子対応〔表71〕については、現状で受け入れが可能な施設が、前年度調査と同数の49施設(割合比は30.8%から29.0%)、受け入れ困難な施設が54施設(34.0%)から、53施設(31.4%)となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表72〕については、現状で受け入れ可能とする施設が16施設(10.1%)から12施設(7.1%)、受け入れ困難な施設は前年度調査と同数の84施設(割合比は52.8%から49.7%)となっている。

前年度調査とほぼ同様の結果となっており、障害種別の一元化に向けては、バリアフリーの環境は改築等を機会に整備が進んでいくであろうが、大半の施設において、障害種別に応じた専門性の向上や専門職の確保等の課題を抱えていることがうかがえる。

表71 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	49	29.0	16	33
改築等が必要	40	23.7	17	23
受け入れ困難	53	31.4	18	35
無回答	27	16.0	6	21
計	169	100	57	112

表72 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	12	7.1	4	8
改築等が必要	43	25.4	17	26
受け入れ困難	84	49.7	29	55
無回答	30	17.8	7	23
計	169	100	57	112

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表73〕については、施設入所支援の対象が76施設・449人（18歳以上の在籍者の49.9%）、グループホームの対象が37施設・100人（同11.1%）、家庭引き取りが7施設・9人（同1.0%）となっているが、平成30年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で101人（同11.2%）、グループホームで30人（同2.7%）にとどまっており、今後の対象児童のスムーズな移行支援を進めるために都道府県と市区町村が連携した自立支援システムの構築が望まれる。

表73 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	私立
家庭引き取り	施設数	7	4.1	1	4
	人数	9	1.0	1	4
单身生活	施設数	2	1.2	0	2
	人数	5	0.6	0	5
施設入所支援の対象	施設数	76	45.0	28	83
	人数	449	49.9	215	330
	30年度末までに移行可能	101	11.2	60	98
グループホームの対象	施設数	37	21.9	10	26
	人数	100	11.1	19	56
	30年度末までに移行可能	30	2.7	8	24

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表74〕については、平成29年度に訪問があったのは141施設（83.4%）、訪問がないが15施設（8.9%）となっている。訪問のある児童相談所のか所数〔表74-2〕では、2か所が39施設（27.7%）で最も多いが、5か所以上も34施設（24.1%）ある。

訪問回数〔表74-3〕は、5回以上が79施設（56.0%）と最も多く、訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も15施設と1割弱あることから児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表74 措置後の児童福祉司等の訪問

	施設数	%
平成29年度に訪問あった	141	83.4
訪問はない	15	8.9
無回答	13	7.7
計	169	100

表74-2 29年度訪問箇所数（児童相談所数）

29年度訪問箇所数	施設数	%
1か所	19	13.5
2か所	39	27.7
3か所	18	12.8
4か所	19	13.5
5か所以上	34	24.1
不明・無回答	12	8.5
訪問のあった施設実数	141	100

表74-3 29年度訪問回数

29年度訪問回数	施設数	%
1回	9	6.4
2回	10	7.1
3回	5	3.5
4回	6	4.3
5回以上	79	56.0
不明・無回答	32	22.7
訪問のあった施設実数	141	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表75〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が54施設（32.0%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が5施設（3.0%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が74施設（43.8%）となっている。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。また移行支援に関しても今後はさらなる連携の強化を図る必要があるだろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかける姿勢が問われることになる。

表75 児童相談所との連携

（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	54	32.0
定期的に児童相談所を訪問して協議している	5	3.0
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	74	43.8
特に行っていない	23	13.6
無回答	20	11.8
施設実数	169	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表76〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が5施設(3.0%)、「高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が41施設(24.3%)、「高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が107施設(63.3%)、「20歳以降も事情により措置延長が認められる」が無しになっている。一方、契約児童の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が12施設(7.1%)、「高校(高等部)卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が72施設(42.6%)、「高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が42施設(24.9%)、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が22施設(13.0%)となっている。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が法律の改正を意識してゼロになっている。施設として入所時点で退所後をどうするのか児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表76 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	5	3.0	12	7.1
高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	41	24.3	72	42.6
高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	107	63.3	42	24.9
20歳以降も事情により措置延長が認められる	—	—	22	13.0
無回答	16	9.5	21	12.4
施設実数	169	100	169	100

5. 利用者負担金の未収状況

表77 利用者負担の未収状況

	計
平成29年度未収人数	438
施設数	54
平成29年度未収額(単位千円)	30,139
平成28年度未収人数	242
施設数	36
うち平成28年度未収額(単位千円)	36,586

利用者負担の未収状況〔表77〕は、平成29年度の未収が54施設438人(うち28年度未収人数は242人)となっている。前年度調査では、53施設298人(うち27年度未収人数は155人)であり、未納人数、未収額とも年々増加にある。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があるだろう。

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表78〕をみると、平成29年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が64施設（37.9%）、総件数は298件、1施設平均4.7件であった。これを件数別にみると、1～4件が43施設（25.4%）、5～9件が14施設（8.3%）、10件以上は7施設（4.1%）であった。なお0件は83施設（49.1%）であった。

表78 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
29年度苦情受付総数	147		298
0件	83	49.1	
1～4件	43	25.4	
5～9件	14	8.3	
10件～	7	4.1	
無回答	22	13.0	
計	169	100	

苦情の内容〔表78-2〕は、「生活支援に関すること」が51施設150件、1施設平均2.9件、「施設運営に関すること」が12施設35件、「その他」が25施設113件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前年度調査215件から298件に増加しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表78-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	12	18.8	35
生活支援に関すること	51	79.7	150
その他	25	39.1	113
苦情のあった施設数	64	100	298

第三者委員等との相談頻度〔表78－3〕は、最も多い頻度は「年に1回」69施設（40.8%）、次いで「学期に1回」30施設（17.8%）、「月1回」は11施設（6.5%）で前回とほぼ同様で、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は47施設（27.8%）で、前年度調査44施設（22.7%）よりやや増加している。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表78－3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	11	6.5
学期に1回	30	17.8
年に1回	69	40.8
相談の機会はない	47	27.8
無回答	12	7.1
計	169	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（平成30年6月1日現在）

記入責任者 氏名		職名	
-------------	--	----	--

《留意事項》

- 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。
当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。
 - 「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過的療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。
例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護、経過的療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）
 - 従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。
- 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成30年6月1日現在でご回答ください。
- マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。
※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。
- 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。
☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	O1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） O2. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型	
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①就労定着支援 <input type="checkbox"/> ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数(合計)				①男 ★ 人				②女 ☆ 人				計 ● 人				
	(2) 年齢別在所者数																
	年齢	2歳以下	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	人
	障害児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること								歳								
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在所年数	0.5年未満	0.5~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	人				
[3] 障害支援区別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過の施設入所支援、経過の生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計					
				人	人	人	人	人	人	人	人	●	人				
[4] 療育手帳程度別在所者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
		人		人			人			●							
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		人		人	人	人	人	人	人								
[6] 身体障害者手帳程度別在所者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計									
		人	人	人	人	人	人	○	人								
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数		1級	2級	3級	計												
		人	人	人	人												
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害、自閉症など)			4. てんかん性精神病												
		人			人												
		2. 統合失調症			5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)												
		人			人												
		3. 気分障害(周期性精神病、うつ病障害など)			計												
		人			人												
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数											
		人		うちダウン症の人数		うちダウン症の人数											
				人		人											
				人		人											
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)				1. 矯正施設	2. 更生保護施設	3. 指定入院医療機関	計										
				人	人	人	人										
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと						人											

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている。自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸 (市販の物以外の座薬も含む)	人	人
	2. 中心静脈栄養 ※2 (ポートも含む)	人	8. 喀痰吸引 (口腔・鼻腔・カニューレ内)	人	14. 摘便	人	人
	3. ストーマの管理 ※3 (人工肛門・人工膀胱)	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 (胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)	人	15. じょく瘡の処置	人	人
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理 (がん末期のペインコントロール)	人	人
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	17. 巻き爪、白癬爪の爪切り	人	人
	6. 人工呼吸器の管理 ※4 (侵襲、非侵襲含む)	人	12. カテーテルの管理 (コンドーム・留置・膀胱ろう)	人	計	人	人
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと		1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人
		2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人
		3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人
		4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18. 施設入所支援」のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く		1. 同一法人敷地内で活動					人
		2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					人
		3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					人
		4. その他の日中活動の場等で活動					人
		計					● 人

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[18] -A 平成 29 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること				
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと								
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)		
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)		
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舎				6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型		
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型		
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計	
[18] -B 平成 29 年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 (29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること				
(1) 生活の場			(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)			14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)			15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援 A 型		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型		
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計	

[19] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [18] -B、(2) 活動の場、2 一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[20] 介護保険サービスへの移行・併給状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表 7 より)複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表 8 より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること
ロ、退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[18]-B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)
1	歳				
2					1. 病気
3					2. 事故
4					3. その他
5					
6					

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等	5. 知的障害者福祉ホーム 6. 施設入所支援 8. その他・不明
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	4. 特別養護老人ホーム	5. 介護老人保健施設 6. その他
別表 6	1. 要支援 1 4. 要介護 2 7. 要介護 5	2. 要支援 2	3. 要介護 1	4. 要介護 3	5. 要介護 4
別表 7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 訪問看護	4. その他	
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[22] 設置・経営主体（※）	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営（ <input type="checkbox"/> ア. 直営 <input type="checkbox"/> イ. 事業団 <input type="checkbox"/> ウ. 事務組合） <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営																	
(※)公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[23] 経過的障害者支援施設	<input type="checkbox"/> 1. 指定を受けている <input type="checkbox"/> 2. 指定を受けていない																	
[24] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県									2. 区市町村の数（ ）か所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[25] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（平成30年6月1日現在の在籍児）																		
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[26] 平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																		
	5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置	人				人				人				人				人	
契約	人				人				人				人				人	
[27] 入所理由（平成30年6月1日現在の在籍児）																		
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。 ※2. 29年度入所児の欄は、平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。																		
内 容		在籍児・者全員								うち29年度入所児								
		主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因				
		措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約		
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 家庭の経済的理由	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 保護者の養育力不足	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 虐待・養育放棄	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. きょうだい等家族関係	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 医療的ケア	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 行動上の課題改善	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 学校での不適応・不登校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 学校就学・通学のため	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[28] 虐待による入所児の状況						
①平成29年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）						
	被虐待児			うち児童相談所から認定		
男	人			人		
女	人			人		
② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース						人
③ 虐待の内容（※重複計上可）						
平成29年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計	
男	人	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	
④ 平成30年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数						人
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数						人

[29] 在籍児の就学・就園の状況（平成30年6月1日現在）													
①就学前児童の状況（活動形態）							②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）						
1. 幼稚園への通園	人						1. 訪問教育	人					
2. 保育所に通所	人						2. 施設内分校・分教室	人					
3. 児童発達支援事業等療育機関	人						3. 特別支援学校小・中学部	人					
4. 園内訓練	人						4. 小中学校の特別支援学級	人					
5. その他	人						5. 小中学校の普通学級	人					
計	人						計	人					
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）													
1. 訪問教育	人						4. 高等特別支援学校	人					
2. 施設内分校・分教室	人						5. 特別支援学校専攻科	人					
3. 特別支援学校高等部	人						6. 一般高校	人					
計							人						
④就学学年（平成30年6月1日現在）													
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[30] 家庭の状況（平成30年6月1日現在）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント			
家庭の状況		人数	その内措置人数
1. 両親世帯		人	人
2. 母子世帯		人	人
3. 父子世帯		人	人
4. きょうだいのみ世帯		人	人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯		人	人
6. その他		人	人
計		人	人
7. 兄弟姉妹で入所		世帯	世帯
		人	人

[31] 帰省について（平成 29 年度実績）									
	1. 週末(隔週)ごとに帰省	2. 月に 1 回程度	3. 年に 1~2 回程度	4. 帰省なし					
措置	人	人	人	人					
契約	人	人	人	人					
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）									
	1. 家族がいない			人					
	2. 地理的条件で困難			人					
	3. 本人の事情で帰らない			人					
	4. 家庭状況から帰せない			人					
	5. その他（理由 _____）			人					
[32] 面会等訪問の状況（平成 29 年度実績）									
	1. 家族の訪問なし			人					
	2. 週末(隔週)ごとに家族が訪問			人					
	3. 月に 1 回程度家族が訪問			人					
	4. 年に 1~2 回程度家族が訪問			人					
	5. 職員が引率して家庭で面会			人					
	6. 面会の制限が必要な児童			人					
	計			人					
[33] 退所児・者の状況									
①平成 29 年度の退所児・者数									
	5 歳以下	6~11 歳	12~14 歳	15~17 歳	18~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40 歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②平成 29 年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③平成 29 年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
<input type="checkbox"/> 1. 実施した _____ 人 _____ 回 <input type="checkbox"/> 2. 実施していない									
[34] 障害の状況（平成 30 年 6 月 1 日現在）									
①重度加算認定数		措置費	人	施設給付費（契約）	人				
②強度行動障害加算認定数		措置	人	契約	人				
③重度重複障害加算認定数		措置	人	契約	人				
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可									
行動特性		月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上			
1. 強いこだわり		人	人	10. 徘徊・放浪	人	人			
2. 自傷行為		人	人	11. 盗癖	人	人			
3. 他傷、他害		人	人	12. 性的問題	人	人			
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人			
5. 無断外出		人	人	14. 不潔行為（弄便・唾遊び等）	人	人			
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 弄火	人	人			
7. 著しい騒がしさ		人	人	16. 睡眠の乱れ	人	人			
8. 多動・飛び出し行為		人	人	17. 緘黙	人	人			
9. 寡動・行動停止		人	人	18. その他	人	人			

[35]服薬の状況（平成30年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）

① 服薬の内容			
抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠導入薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人
② 受診形態と受診科目の状況（平成29年度実績）※受診科目は平成29年度の実人員と延べ回数			
受診科目	実人数	延べ回数	
1. 精神科・脳神経外科	人		□
2. 小児科・内科	人		□
3. 外科・整形外科	人		□
4. 歯科	人		□
5. その他	人		□
合計	人		□

[36]入院の状況 ※該当する番号の□にレ点を記入

①平成29年度の入院	
□1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）	□2. ない
② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）	
□1. いる（平成29年度延べ_____人 平成30年6月1日現在_____人）	□2. ない
③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（平成29年度～現在まで）	
□1. ある（_____人 延べ_____回）	□2. ない
④ 医療費の支払いの滞納事例（平成30年5月末現在）	
□1. いる（_____人 延べ_____円）	□2. ない

[37]施設建物の形態について

※該当する番号の□にレ点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

□1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
□2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
□3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
□4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
□5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)
⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は(□1. 本体施設から配食 □2. 自前調理 □3. 配食+自前調理)

[38]居住スペースと生活援助スタッフの構成について

※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[37]施設建物の形態について「□1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[39] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(平成30年6月1日現在) ※該当する番号の口にレ点を記入								
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 今後実施する予定								
自活訓練加算対象 措置_____人 契約_____人 加算対象外(独自の事業) _____人								
[40] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等								
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 法人内の他施設が実施している <input type="checkbox"/> 3. 実施していない								
実施している場合、事業内容別に平成29年度(平成29年4月～30年3月)の実施件数等								
①訪問療育等指導事業						件		
②外来療育等相談事業						件		
③施設支援事業				保育所・幼稚園		件		
				学校		件		
				作業所		件		
				その他		件		
[41] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入								
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施していない								
実施の市区町村数		日中一時支援事業の平成29年度の実績(実施している事業所のみ)(平成29年4月1日～30年3月31日)						
市区町村		実人員				延べ人数		
		人				人		
[42] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入								
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施していない								
⇒SQ 平成29年度(平成29年4月1日～30年3月31日)の受入れ								
①小・中・高校生のボランティア・体験実習						人		
②民間ボランティア						人		
③学校教員・教職免許の体験実習						人		
④単位実習				保育士		人		
				社会福祉士・主事		人		
⑤施設職員の現任訓練						人		
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()						人		
[43] 地域との交流について ※該当の全ての口にレ点を記入								
<input type="checkbox"/> 1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加 <input type="checkbox"/> 6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施 <input type="checkbox"/> 2. 地域住民の施設行事への参加 <input type="checkbox"/> 7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 3. 施設と地域との共催行事の実施 <input type="checkbox"/> 8. 施設設備の開放や備品の貸し出し <input type="checkbox"/> 4. 地域住民をボランティアとして受け入れ <input type="checkbox"/> 9. その他() <input type="checkbox"/> 5. 地域の学校等との交流								
[44] 児童と直接支援職員の比率(平成30年6月1日現在)								
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。								
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。								
※小数第2位以下を四捨五入すること								
①定員との比率		定員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.
②在籍児童数との比率		在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.

[45] 施設の運営費について							
① 現行の加算について ※該当の全ての□にレ点を記入							
□1. 児童指導員等加配加算		□8. 入院・外泊時加算		□9. 自活訓練加算		□10. 入院時特別支援加算	
□2. 職業指導員加算		□11. 地域移行加算		□12. 栄養士配置加算		□13. 栄養マネジメント加算	
□3. 重度障害児支援加算		□12. 栄養士配置加算		□13. 栄養マネジメント加算		□14. 小規模グループケア加算	
□4. 重度重複障害児加算		□13. 栄養マネジメント加算		□14. 小規模グループケア加算			
□5. 強度行動障害児特別支援加算							
□6. 心理担当職員配置加算							
□7. 看護職員配置加算							
② 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択							
1. 職員配置等の事務費の補助		□ a. ある		□ b. ない			
2. 事業費に対する加算措置		□ a. ある		□ b. ない			
[46] 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 今後の対応の方針							
□1. 児童施設として維持		□2. 障害者支援施設を併設		□3. 障害者支援施設に転換			
② 児童施設の定員							
□1. 現行定員を維持する		□2. 定員を削減する		⇒削減数 _____人			
③ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造							
□1. 身体障害の車椅子対応		⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難	
□2. 盲・ろうあ児の受入れ		⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難	
[47] 在所延長している児童の今後の見通しについて(本人の能力等からみて)							
1. 家庭引き取り		_____人					
2. 単身生活		_____人					
3. 障害者支援施設の対象		_____人		⇒うち30年度末までに移行が可能な人		_____人	
4. グループホームの対象		_____人		⇒うち30年度末までに移行が可能な人		_____人	
[48] 児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 児童福祉司等の訪問		□1. 平成29年度に訪問があった ⇒児童相談所数 _____か所 _____回					
		□2. 児童福祉司等の訪問はない					
② 児童相談所との連携		□1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている					
		□2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている					
		□3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている					
		□4. 特に行っていない					
③ 措置児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない					
		□2. 高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない					
		□3. 高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる					
④ 契約児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない					
		□2. 高校(高等部)卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない					
		□3. 高校(高等部)卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる					
		□4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる					
[49] 利用者負担金の未収状況等							
平成29年度の未収分		_____人		総額 _____円		うち平成28年度以前の未収分 _____人	
						総額 _____円	
[50] 平成29年度の苦情受付の件数							
_____件		その内容		1. 施設運営に関すること _____件		2. 生活支援に関すること _____件	
						3. その他 _____件	
[51] 第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入							
□1. 月1回程度		□2. 学期に1回程度		□3. 年に1回程度		□4. 相談の機会はない	

ご協力いただき誠にありがとうございます